

周防大島町告示第53号

平成20年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成20年8月28日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成20年9月4日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君

土手 正喜君

荒川 政義君

杉山 藤雄君

田村 三郎君

平村 真成君

松井 岑雄君

魚原 満晴君

木村 潔君

平川 敏郎君

小田 貞利君

久保 雅己君

伊東 梅芳君

平野 和生君

浜戸 信充君

神岡 光人君

伊藤 秀行君

魚谷 洋一君

広田 清晴君

富田 安英君

中本 博明君

田中隆太郎君

尾元 武君

新山 玄雄君

9月16日に応招した議員

9月17日に応招した議員

応招しなかった議員

平成20年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成20年9月4日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成20年9月4日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 認定第1号 平成19年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第15 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第2号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第3号 平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第4号 平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第19 議案第5号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第6号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第7号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第8号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第9号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第10号 周防大島町妊婦一般健康診査助成事業基金条例の制定について
- 日程第25 議案第11号 周防大島町観光振興事業助成基金条例の制定について
- 日程第26 議案第12号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第27 議案第13号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第28 議案第14号 公有水面埋立ての免許について
- 日程第29 議案第15号 動産の買入れについて(スクールバス)
- 日程第30 議案第16号 動産の買入れについて(アーチェリー表示システム)
- 日程第31 議案第17号 平成20年度三浦漁港整備工事の請負契約の締結について
- 日程第32 議案第18号 平成20年度農業集落排水資源循環統合補助事業秋地区管路布設工事第2工区の請負変更契約の締結について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 認定第1号 平成19年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第11 認定第7号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第15 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第2号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第3号 平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第4号 平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第5号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第6号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第7号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第8号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第9号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第10号 周防大島町妊婦一般健康診査助成事業基金条例の制定について
- 日程第25 議案第11号 周防大島町観光振興事業助成基金条例の制定について
- 日程第26 議案第12号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第27 議案第13号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第28 議案第14号 公有水面埋立ての免許について
- 日程第29 議案第15号 動産の買入れについて(スクールバス)
- 日程第30 議案第16号 動産の買入れについて(アーチェリー表示システム)
- 日程第31 議案第17号 平成20年度三浦漁港整備工事の請負契約の締結について
- 日程第32 議案第18号 平成20年度農業集落排水資源循環統合補助事業秋地区管路布設工事第2工区の請負変更契約の締結について

出席議員(24名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 安本 貞敏君 | 2番 伊東 梅芳君 |
| 3番 土手 正喜君 | 4番 平野 和生君 |
| 5番 荒川 政義君 | 6番 浜戸 信充君 |
| 7番 杉山 藤雄君 | 8番 神岡 光人君 |

9番	田村 三郎君	10番	伊藤 秀行君
12番	平村 真成君	13番	魚谷 洋一君
14番	松井 岑雄君	16番	広田 清晴君
17番	魚原 満晴君	18番	富田 安英君
19番	木村 潔君	20番	中本 博明君
21番	平川 敏郎君	22番	田中隆太郎君
23番	小田 貞利君	24番	尾元 武君
25番	久保 雅己君	26番	新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 薫君	議事課長	木元 真琴君
書記	吉岡 信二君	書記	平田富久代君
書記	藤本万亀子君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	代表監査委員	未満 良勇君
教育長	平田 武君	公営企業管理者	川田 昌満君
総務部長	岡村 春雄君	産業建設部長	斉藤 正明君
健康福祉部長	椎木 千明君	環境生活部長	村田 章文君
久賀総合支所長	山本 定雪君	大島総合支所長	嶋元 則昭君
東和総合支所長	鍵本 一和君	橘総合支所長	未永 健寿君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長	河村 常和君
総務課長	中野 守雄君	政策企画課長	平田 好男君
財政課長	奈良元正昭君	税務課長	橋本 澄夫君
健康増進課長	東原 平典君	契約監理課長	上元 勝見君
介護保険課長	松岡 千春君	公営企業局財政課長	村岡 宏章君

午前9時30分開会

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成20年第3回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、23番、小田貞利議員、24番、尾元武議員を指名いたします。

#### 日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る8月28日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月17日までの14日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月17日までの14日間とすることに決定しました。

#### 日程第3．諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本年6月以降本日までに本議会に提出されております文書について御報告いたします。

地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査6月、7月、8月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、請願、陳情、要望についてでございますが、請願の提出はございません。陳情、要望については、既にお届けいたしておりますが、お手元の文書表のとおり、受理番号44号から47号までの4件を受理いたしました。この4件につきまして、議会運営委員会で御審議をいただきまして、45号を除く3件については議員配布とし、45号の新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、本町にとって過疎対策法の必要性、これまでの恩恵は大きなものがあります。こうしたことをかんがみ、意見書を提出することにいたしました。意見書案につい

ては、議員各位に既に周知いたしておりますそのものを今会期において議員発議として御審議いただきますので、その節はよろしくお願いたします。

次に、系統議長会関係では、7月25日、山口市において、山口県町村議会議長会定例会が開催され、今後の議長会の財政計画では、平成28年度までは統合事務局の一部分としての現行体制を維持していくとの財政見通しがついたとの説明があり、安堵しているところでありますが、いずれにしても状況は厳しいものであります。

次に、委員会報告として、議会運営委員会から所管事項として調査研究をされてまいりました議員20名体制に係る会議規則、委員会条例の一部改正について、案をまとめられ、考え方などについて既にお示しされたと思いますが、次の新たな議員メンバー20名による議会運営がスムーズに運ぶようにとの思いを込めたものでございます。御理解をいただきたいと存じます。本会期最終日に発議として提出される予定でございます。

最後になりましたが、8月19日の厚木基地周辺自治体への行政視察訪問では、暑い中、御苦労までございました。また、町長さん初め執行部の皆さん、御同行いただきありがとうございました。

厚木という最大級の米軍基地を抱える周辺自治体の現状とその対策、そしてまた、自治体の連携など行政の生の声を聞くことができました。特に私として印象に残っているのは、防音対策だけではなく、いかに音を減らすか、減音対策をどう行うのかであるとの説明、職員の言葉に、厚木の現場での防音対策を担う行政職員の実感ある言葉として受けとめた次第であります。

こうしたことも含め、今後、騒音にどう向き合い、また住民の安心・安全をどう確保していくのか、重要な課題であると肝に銘じたところであります。

また、行政視察研修の成果報告については、書面にて今会期中に議会へ提出される予定であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．行政報告並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成20年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず早朝より御参集を賜り、まことにありがたく、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日提案をしております議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、議決の認定に関するもの10件、補正予算に関するも

の9件、条例の制定2件、条例の一部改正に関するもの1件、過疎地域自立促進計画の変更に関するもの1件、公有水面埋め立て免許に関するもの1件、動産の買入れ2件、工事請負契約及び請負変更契約の締結に関するもの2件であります。

認定第1号から認定第10号までの10件は、平成19年度各会計決算等の認定についてであります。平成19年度の周防大島町一般会計歳入歳出決算を初めとした各特別会計歳入歳出決算、周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてお諮りをするものであります。

監査委員の決算審査意見並びに主要施設成果説明書を添えて決算書をお配りをしているところでありますが、おかげさまで各会計とも順調に予算の執行ができました。このことは、議員各位を初め町民の皆様方の温かい御理解と御協力のたまものであり、深く感謝の意を表すものでございます。

決算の詳細内容につきましては、後ほどそれぞれの担当から御説明を申し上げます。

議案第1号は、平成20年度の周防大島町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,306万7,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億8,279万7,000円とするものであります。

議案第2号は、平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,307万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,016万2,000円とするものであります。

議案第3号は、平成20年度の周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,999万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,041万1,000円とするものであります。

議案第4号は、平成20年度の周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,201万1,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,253万7,000円とするものであります。

議案第5号は、平成20年度の周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,394万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,182万9,000円とするものであります。

議案第6号は、平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。



既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万7,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,563万2,000円とするものであります。

議案第7号は、平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549万7,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,767万5,000円とするものであります。

議案第8号は、平成20年度の周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,747万9,000円とするものであります。

議案第9号は、平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)についてであります。

周防大島町立大島病院の臨床システムを更新整備をするために補正するもので、資本的収入予算については、議決予定額に600万円を増額をし、総額を17億6,490万円、支出については598万5,000円増額をし、総額を22億6,566万9,000円とするものであります。

議案第10号は、周防大島町妊婦一般健康診査助成事業基金条例の制定についてであります。

妊婦一般健康診査助成事業を実施するに当たり、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第5条の第2項の規定に基づきまして、地方自治法第241条の基金を造成するため、周防大島町妊婦一般健康診査事業基金条例を制定するものであります。

議案第11号は、周防大島町観光振興事業助成基金条例を制定するについてであります。

各種イベント等観光振興事業に対する助成事業を実施するに当たり、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第5条第2項の規定に基づきまして、地方自治法第241条の基金を造成するため、周防大島町観光振興事業助成基金条例を制定するものであります。

議案第12号は、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

山口県大島防災センターの指定管理を受けるに当たり、運営委員会委員及び職員へ報酬及び費用弁償を支給することから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第13号は、周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更についてであります。

本計画の事業内容に新たな事業を追加をし、計画変更をするものであります。

議案第14号は、公有水面埋立ての免許についてであります。

周防大島町大字和田字吉竹地先の公有水面の埋め立てを免許することにつきまして、山口県知事より諮問されたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第15号は、動産の買入れについてであります。

スクールバスの買入れにつきまして、指名競争入札の結果、周防大島町久賀の山口大島車輛が落札をいたしましたので、この業者と物品売買契約の締結をするため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第16号は、動産の買入れについてであります。

山口国体向けアーチェリー表示盤等の買入れ入札について、指名競争入札の結果、柳井市の有限会社カツラスポーツが落札をいたしましたので、この業者と物品売買契約の締結をするため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第17号は、平成20年度三浦漁港整備工事の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、柳井市の井森工業株式会社が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するために、議会の議決をお願いするものであります。

議案第18号は、平成20年度農業集落排水資源循環統合補助事業秋地区管路の布設工事第2工区の請負変更契約の締結についてであります。

この工事は、周防大島町森野有限会社岡田建設と契約をし工事を進めておりますが、このたび延長増工の変更によりまして、原契約を増額をし、工事請負変更契約を締結するために議会の議決をお願いするものであります。

それでは、この際、行政報告を申し上げます。

まず、個人住民税等の併任徴収に係る職員派遣についてであります。

山口県においては、税源移譲により増加をした個人住民税の徴収強化を図るため、昨年度から試行的に実施をしている併任徴収について、今年度から各県税事務所管内で新たに個人住民税市町徴収支援チームを編成をし、全県的に併任徴収を実施をしているところであります。

この併任徴収は、県税職員を市町に派遣をしまして、派遣先市町の税務職員とともに連携を図りながら滞納整理を実施をするもので、派遣された県職員が滞納者との折衝や財産の調査、差し押さえなどの滞納整理の促進と市町の徴収業務のレベルアップを図るとともに、個人住民税等の徴収率の向上と未収額の圧縮を目指すものでございます。

今年度は、県内5市と5町において本制度が実施をされますけれども、周防大島町ではこの9月1日から来年の1月31日までの5カ月間、1名の県職員が併任されることとなります。併任職員の勤務は既に週2日程度で、協力及び諸手当、旅費等すべて県の負担で、県の規定に基づきまして支給されるところであります。

次に、山口県消防広域化促進計画についてであります。

山口県では、平成19年の3月、市町の消防の広域化を推進するための基本方針を定めまして、自主的な市・町の消防の広域化を推進するための計画策定に向けた基本的考え方を示しておりま

す。

本計画は、この基本方針に基づき、消防力に関する現状や将来見通し等を踏まえまして、山口県消防広域化推進計画策定委員会や関係市町の意見を聞いた上で広域化を推進する必要があると認められる市町の組み合わせや、広域化のために必要な措置等について定めることにより、平成24年度までに市町の自主的な消防の広域化が実現されることを目指して作成されたものでございます。

広域化対象市町の組み合わせの基本的な考え方、あるいはまた基本理念は、消防力の強化による住民サービスの向上と、消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化であります。また、本県における広域化は、市町の意向等を踏まえて、より現実的な組み合わせからスタートしまして、将来的には広域化の効果が最も大きい一本部を目指しまして、段階的に推進をしていくことが適当と考えられております。

このため、市町の自主的な広域化や組み合わせは、東部地域については周南市等の1本部、西部地区におきましては下関等地区、宇部等地区、山口等地区の3本部で、県内4本部からスタートをいって、3本部、1本部のより大きな枠組みを目指すことが望ましいとされております。

今後の取り組みといたしましては、近々に消防広域化検討委員会を設置をし、21年3月に広域消防本部設置協議会を設置、その後1、2年程度を目安にいたしまして、一部事務組合の設置が予想されております。議員各位には新たな消防の広域化に向けた取り組みに御理解と御協力ををお願いを申し上げます。

次に、星野哲郎記念館「一周年」の経過報告についてであります。

星野哲郎記念館は昨年7月25日のオープンから1周年が経過をいたしました。開館から1年間の入館者は7万5,356人を数えたところであります。開館記念日には、作詞家星野哲郎先生から、周防大島町に感謝の気持ちを込められた学資資金「星野哲郎スカラシップ」の表彰式を行い、郡内各校より18名の応募者のうち5名の方が受賞されたところでございます。

また、今回1周年を記念をいたしまして、館内に歌手の「鳥羽一郎展」を企画をし、さらなる入り込み客の増加を期待をしているところでございます。今後も入館者の誘致や施設のPRに努めてまいり所存でございます。

次に、周防大島町体験交流型観光推進協議会設立についてであります。

本推進協議会は、関係者が共通の理念のもとで連携を図り、体験交流型観光を推進をし、都市や山間地域住民との交流を深めるために、6月の24日に設立をしたものであります。町は、今新しいコンセプトのもとに、観光振興への工夫に挑戦をしているところであります。

特に、近年の観光ニーズや市場の動向といたしまして、「見る観光から参加体験型の観光へ」、また、「団体旅行から個人・グループ旅行へ」という変化を感じております。何もしないで待ち

続けていても発展はないわけでございます。その課題を乗り越えるには、宿や観光業者だけにとどまらず、行政はもとより、1次産業を中心とするあらゆる地域産業や高齢者を取り巻き、地域一丸となって推進しなければなりません。このことが町の地域振興、農林漁業の活性化及び民宿・旅館業等の振興に資するものと確信をいたしているところでございます。

次に、周防大島町学校施設耐震化推進計画の改定についてであります。

本町の学校施設耐震化推進計画については、教育委員会において昨年7月に統合方針が決定している中学校のみの計画策定をしたところであり、小学校については小学校統合方針と並行して耐震化計画を策定をする予定でありました。しかしながら、今年6月11日に地震防災対策特別措置法の改正法が設立をしたことに伴いまして、文部科学大臣から、学校施設の耐震化加速についての要請があり、山口県においても耐震化促進プロジェクトチームを立ち上げ、市町ごとの課題の解決に向け、連携をとっていくことになりました。

このことを受けまして、本町におきましても耐震第1次診断の結果、大規模な地震によりまして倒壊等の危険性の高い建物14棟の耐震化を図る第2次診断の実施計画の策定と合わせまして、小学校の統合方針や整備計画を盛り込んだ形で、既存の学校施設耐震化推進計画を見直すこととし、このほど改訂版を作成をいたしました。

この計画については、県教育委員会担当課及び本町の教育委員会会議においてお諮りをし、いろいろ協議検討を賜った後に承認をいただいたものでございます。本日、耐震化推進計画の改訂版をお手元にお配りをしておりますので、御高覧のほどお願いを申し上げます次第でございます。

なお、年次計画に基づきまして、耐震第2次診断や、補強設計等の予算が新たに発生するところではありますが、財政担当と財源調整をしながら、予算の許す限り、的確に対応していく予定でありますので、今後とも議員各位の御理解を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

なお、本年4月1日から施行されました地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項において健全化判断比率を、また同法第22条第1項において資金不足比率を、監査委員の審査に付し、その意見書をつけて議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならないと定められております。したがって、お手元に平成19年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書を配布をしておりますので、御高覧のほどお願いをいたします。

以上で概要につきまして御説明をいたしました。詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜ります。よろしく願いをいたしまして終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

## 日程第5．認定第1号

日程第 6 . 認定第 2 号

日程第 7 . 認定第 3 号

日程第 8 . 認定第 4 号

日程第 9 . 認定第 5 号

日程第 1 0 . 認定第 6 号

日程第 1 1 . 認定第 7 号

日程第 1 2 . 認定第 8 号

日程第 1 3 . 認定第 9 号

日程第 1 4 . 認定第 1 0 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 5、認定第 1 号平成 1 9 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 1 4、認定第 1 0 号平成 1 9 年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの 1 0 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。北杉会計管理者。

会計管理者兼会計課長（北杉 憲昌君） おはようございます。それでは、認定第 1 号平成 1 9 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 9 号平成 1 9 年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づきまして各会計の決算につきまして議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第 1 号平成 1 9 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の 3 ページをお開き願います。

歳入の合計額を申し上げますと、予算総額 1 5 3 億 8 2 9 万 9 , 0 0 0 円、調定額 1 5 4 億 7 , 2 9 7 万 5 , 7 5 0 円に対しまして、収入済み額は 1 5 0 億 8 , 0 0 7 万 3 , 3 7 3 円で、調定額に対する収入率は 9 7 . 5 % でございます。

不能欠損額 1 , 8 1 6 万 7 , 6 1 6 円につきましては、1 ページの 1 款町税、1 項町民税は、8 5 人の 3 4 9 万 1 , 0 8 6 円、2 項固定資産税は、1 1 6 人の 1 , 1 2 0 万 9 , 8 5 0 円、3 項軽自動車税は、7 8 人の 4 2 万 8 , 5 0 0 円、5 項特別土地保有税は、2 社の 2 2 9 万 4 , 8 0 0 円。

2 ページの 1 1 款分担金及び負担金、2 項負担金では、保育料 4 人分の 7 4 万 3 , 3 8 0 円の合計でございます。

収入未済額 3 億 7 , 4 7 3 万 4 , 7 6 1 円の内訳につきましては、主に 1 ページの 1 款町税、1 項町民税の現年 2 9 3 人、滞納繰越 6 2 4 人、合計 9 1 7 人で 3 , 4 4 1 万 2 9 5 円、2 項固定資産税は、現年 3 5 8 人、滞納繰越 8 6 0 人、計 1 , 2 1 8 人で 4 , 7 5 6 万 5 , 0 3 0 円、

3項軽自動車税は、現年268人、滞納繰越642人、合計910人で520万5,400円、5項特別土地保有税は、滞納繰越11社で766万2,300円。

2ページの11款分担金及び負担金、2項負担金は保育料の現年14人、滞納繰越39人、合計53人の655万7,800円、12款使用料及び手数料、1項使用料で、住宅使用料の現年92人、滞納繰越325人、合計417人の4,023万9,566円、13款国庫支出金4,472万1,000円、14款県支出金1億2,907万9,000円、20款町債5,610万円につきましては、事業の繰り越しに伴う未収でございます。

5ページをお開き願います。

歳出の予算総額153億829万9,000円に対しまして、支出済み額は147億5,904万5,055円で、執行率が96.4%でございます。

翌年度繰越額2億4,099万9,000円につきましては、6月定例議会において御報告をしております平成19年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

内訳は、4ページの2款総務費、1項総務管理費で、防災行政無線整備事業費5,233万円、4款衛生費、1項保健衛生費で、県後期高齢者医療広域連合事業費215万3,000円、5款農林水産業費、1項農業費で、元気な地域づくり交付金事業費5,286万5,000円、3項水産業費で漁礁設置事業費ほか3件の1億1,493万4,000円、7款土木費、2項道路橋梁費で道路新設改良事業費993万7,000円、3項河川費で河川施設管理経費200万円。

5ページの8款消防費、1項消防費で災害対策費279万円、9款教育費、3項中学校費で中学校管理事務局経費399万円でございます。不用額につきましては、事務事業の精算により3億825万4,945円となっております。

歳入歳出差し引き残額は、3億2,102万8,318円でございます。

以上で、一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、41ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書を御参照のほどお願いをいたします。

なお、以後の各会計の事項別明細書につきましても説明を割愛させていただきますので、よろしくをお願いをいたします。

続きまして、認定第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

9ページをお願いします。

歳入の予算総額38億1,368万9,000円、調定額38億6,404万6,786円に対しまして、収入済み額は37億5,438万1,684円で、調定額に対する収入率が97.2%でございます。

不納欠損額は、国民健康保険税の185人で696万9,060円となっております。

また、収入未済額は国民健康保険税の現年386人、滞納繰越986人、合計1,372人で1億269万6,042円でございます。

10ページをお願いをします。

歳出の予算総額38億1,368万9,000円に対しまして、支出済み額は37億2,054万1,785円で、執行率が97.6%となっております。

翌年度繰越額は0円で、不用額は9,314万7,215円となっております。

歳入歳出差し引き残額は3,383万9,899円でございます。

なお、被保険者の状況でございますが、19年度末の世帯数は7,792世帯、被保険者数は1万2,874人で、加入率は62.1%でございます。

また、1人当たり医療費は36万1,627円となっております。

続きまして、認定第3号平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

13ページをお願いをします。

歳入の予算総額49億6,037万円、調定額48億6,775万4,429円に対しまして、収入済み額が48億6,775万4,429円で、収入率が100%となっております。不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

14ページをお願いをします。

歳出の予算総額49億6,037万円に対しまして、支出済み額は48億5,787万3,160円で、執行率が97.9%でございます。

不用額は1億249万6,840円となっております。

歳入歳出差し引き残額は988万1,269円でございます。

なお、年度末の老人医療受給者数は5,951人で受給率は28.7%でございます。

また、1人当たり医療費は87万572円となっております。

続きまして、認定第4号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

17ページをお願いをします。歳入の予算総額29億5,560万1,000円、調定額29億5,094万8,043円に対しまして、収入済み額は29億4,488万7,395円で収入率は99.8%となっております。

不能欠損額の169万585円は、介護保険料の64人分でございます。

収入未済額は介護保険料の現年78人、滞納繰り越し101人、合計179人の437万63円でございます。

18ページをお願いします。歳出の予算総額29億5,560万1,000円に対しまして、支出済み額は28億9,202万5,475円で執行率は97.8%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は6,357万5,525円となっております。

歳入歳出差し引き残額は5,286万1,920円でございます。

なお、19年度末の第1号被保険者数は9,608人で、人口に占める割合は46.4%でございます。また、認定者数は2,080人となっております。

続きまして、認定第5号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

21ページをお願いします。歳入の予算総額10億6,601万8,000円、調定額11億642万9,552円に対しまして、収入済み額は10億6,253万9,629円で収入率は96.0%でございます。

不能欠損額の133万5,695円は、給水使用料の18人分でございます。

収入未済額は2款使用料及び手数料1項使用料で、給水使用料の現年293人、滞納繰り越し1,182人、合計1,475人の4,255万4,228円でございます。

22ページをお願いします。歳出の予算総額10億6,601万8,000円に対しまして、支出済み額は10億6,253万9,629円で執行率は99.7%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は347万8,371円となっております。

歳入歳出差し引き残額は0円の決算でございます。

なお、給水人口は1万8,158人、普及率は87.2%となっております。

続きまして、認定第6号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

25ページをお願いします。歳入の予算総額5億8,123万3,000円、調定額5億7,420万7,291円に対しまして、収入済み額は5億6,839万1,538円で、収入率は99.0%でございます。

不能欠損額の20万6,670円は、下水道使用料の12人分でございます。

収入未済額560万9,083円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金1項分担金で、受益者分担金の現年56人、滞納繰り越し92人、合計148人の380万3,100円、2款使用料及び手数料1項使用料で現年25人、滞納繰り越し93人、合計118人の180万5,983円でございます。

26ページをお願いします。歳出の予算総額5億8,123万3,000円に対しまして、収入済み額は5億6,839万1,538円で執行率が97.8%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は1,284万1,462円となっております。



歳入歳出差し引き残額は0円の決算でございます。

続きまして、認定第7号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

29ページをお願いします。歳入の予算総額4億4,326万6,000円、調定額4億3,291万9,409円に対しまして、収入済み額は4億3,086万3,382円で収入率は99.5%でございます。

不能欠損額は0円で、収入未済額205万6,027円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金では分担金の現年36人、滞納繰り越し26人、合計62人の182万8,240円、2款使用料及び手数料1項使用料で農業集落排水使用料の現年9人、滞納繰り越し9人、合計18人の22万7,787円でございます。

30ページをお願いします。歳出の予算総額4億4,326万6,000円に対しまして支出済み額は4億3,086万3,382円で、執行率は97.2%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は1,240万2,618円となっております。

歳入歳出差し引き残額は0円の決算でございます。

続きまして、認定第8号平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

33ページをお願いします。歳入の予算総額4,165万3,000円、調定額3,994万8,662円に対しまして収入済み額は3,992万9,442円で、収入率は99.95%となっております。

不能欠損額は0円で、収入未済額は使用料1人分の1万9,220円でございます。

34ページをお願いします。歳出の予算総額4,165万3,000円に対しまして、支出済み額は3,992万9,442円で、執行率は95.9%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は172万3,558円となっております。

歳入歳出差し引き残額は、繰入金で財源調整を行っておりますので0円でございます。

続きまして、認定第9号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

37ページをお願いします。歳入の予算総額7,734万2,000円、調定額7,409万2,499円に対しまして収入済み額は7,409万2,499円で、収入率は100%ございまして、不能欠損額、収入未済額、ともに0円となっております。

38ページをお願いします。歳出の予算総額7,734万2,000円に対しまして支出済み額は7,409万2,499円で、執行率は95.8%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は324万9,501円となっております。

歳入歳出差し引き残額は、繰入金で財源調整を行っておりますので0円でございます。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。単位は1,000円で記入しております。

349ページをお願いをします。一般会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額150億8,007万3,000円、歳出総額147億5,904万5,000円、歳入歳出差し引き額は3億2,102万8,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源1,109万9,000円を差し引きました実質収支額は3億992万9,000円で決算をいたしております。

350ページは、国民健康保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額37億5,438万1,000円、歳出総額37億2,054万1,000円、歳入歳出差し引き額は3,384万円で実質収支額も同額でございます。

351ページは、老人保健事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額48億6,775万4,000円、歳出総額48億5,787万3,000円、歳入歳出差し引き額は988万1,000円で実質収支額も同額でございます。

352ページは、介護保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額29億4,488万7,000円、歳出総額28億9,202万5,000円、歳入歳出差し引き額は5,286万2,000円で実質収支額も同額でございます。

353ページは、簡易水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の10億6,253万9,000円で収支均衡の決算でございます。

354ページは、下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の5億6,839万1,000円で、収支均衡の決算でございます。

355ページは、農業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の4億3,086万3,000円で収支均衡の決算でございます。

356ページは、漁業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の3,992万9,000円で収支均衡の決算でございます。

357ページは、渡船事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の7,409万2,000円で収支均衡の決算でございます。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

この調書につきましては、今年度移動のあった部分のみ説明をさせていただきます。

359ページをお開き願います。

1、公有財産の(1)土地及び建物のうち、土地につきましては環境生活部の移転に伴う久賀東庁舎用地へ普通財産からの変更、平野地域内における国道437号線道路改良工事に伴う用地

を県に提供、平野郵便局用地の郵政公社への提供に伴う普通財産の変更等によりまして、差し引き929.13平方メートルの減でございます。

建物につきましては、新たに改築取得をしました久賀東庁舎、建設移転しました東和総合支所及び消防車庫、新築取得をしました星野哲郎記念館、環境センター施設等によりまして、木造・非木造あわせ差し引き7,035.76平方メートルの増でございます。

360ページの(2)山林につきましては、吉浦地区内において登記地目山林で現況地目が雑種地を道路用地への提供に伴う28平方メートルの減でございます。

(3)動産につきましては、浮島航路の日良居浮き棧橋の設置によりまして1台の増でございます。

(4)物権、(5)有価証券につきましては移動はございません。

361ページの(6)出資による権利では、柳井地域広域水道企業団へ3,478万2,000円出資いたしまして、年度末現在高は47億4,711万8,305円となっております。

362ページの山口県東部森林組合出資金の1万4,000円の増は、配当金の積み立てでございます。周防大島町久賀生涯学習振興財団出資金の3,050万円の減は、財団の解散に伴い減額となっております。

363ページの2、物品につきましては自動車が2台の減、備品では365ページの可動式非常用発電機、野外音響機器の購入、テレビの廃棄等による増減でございます。

368ページをお願いします。3、基金、(1)財政調整基金は8,772万1,000円の増で、平成20年5月末現在高は13億1,072万3,000円でございます。(2)の減債基金は、2,953万2,000円取り崩しまして起債の償還に充てております。(3)の県収入証紙購入基金は変更ございません。

369ページの(4)の奨学資金貸付基金の10万5,000円の増は、寄附金と利息でございます。(5)の福祉振興基金は取り崩し等によりまして4,897万8,000円の減で、年度末現在高は2億7,836万6,000円でございます。(6)の国民健康保険基金は8,016万円積み立てまして、年度末現在高は1億3,155万円でございます。

370ページの(7)の介護給付費準備基金は、取り崩しにより780万7,000円の減で、年度末現在高は9,459万6,000円となっております。(8)のふるさと創生基金の20万9,000円の増は利息でございます。(9)の土地開発基金は、土地面積3,423.76平方メートル、現金988万1,000円によりまして年度末現在高は1億42万5,000円でございます。

371ページの(10)の中山間ふるさと・水と土保全基金は変更ございません。(11)のちびっこ医療費助成事業基金は、新たに4,937万7,000円を積み立てまして年度末現在高

は4,937万7,000円でございます。

以上で、認定第1号平成19年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を終わります。

なお、決算附属書類、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類を添付いたしておりますので、御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 休憩しましょうね。

暫時休憩をいたします。

10時50分まで、14分。10時50分まで休憩。

午前10時36分休憩

.....  
午前10時52分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

補足説明の続きを求めます。川田公営企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 認定第10号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について補足説明を申し上げます。

お手元の平成19年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算書類、1ページの決算報告書をお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計40億7,864万6,978円に對しまして支出合計は41億179万1,422円の決算となりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出の決算額であります。収入合計2億7,140万円に對しまして、支出合計は7億6,827万6,673円の決算となりました。

次に、財務諸表につきまして御説明を申し上げます。

まず、7ページの損益計算書について御説明申し上げます。これは、平成19年度の経営状況をあらわすものでございますが、医業収支では6億4,846万4,486円の医業損失となり、医業外収支では5億7,936万1,279円の医業外利益となりました。医業収支と医業外収支とを合わせた経常収支では、6,910万3,207円の経常損失となり、特別利益1,000万円を合わせますと5,910万3,207円の赤字となりました。

次に、9ページの剰余金計算書であります。利益剰余金の部では平成19年度の企業償還元金の財源として減債積立金を取り崩し、18年度の欠損金を利益積立金を取り崩して処理しております。

資本剰余金の部では、大島病院横の駐車場を売却したことによる処分を計上しております。

次に、12ページの決算処理計算書について御説明申し上げます。平成19年度欠損金を利益積立金から繰り入れし補てんしております。

次に、14ページの貸借対照表について御説明を申し上げます。これは、平成20年3月31日時点の財政状態をあらわしており、資産合計は186億9,059万8,782円、負債合計は15億3,814万855円、資本合計は171億5,245万7,927円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、附属資料といたしまして、18ページ以降に事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しております。

なお、本決算書は地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして監査委員の審査に付して、その意見書を別冊に添付しておりますので、御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。認定第10号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の補足説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については後ほど所管委員会への付託審査をお諮りし委員会にて詳細なる審議を願う予定としておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思っております。

認定第1号平成19年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。一般会計歳入歳出につきましては、歳入と歳出を分けて質疑を行います。

まず、歳入について質疑を行います。なお、財産に関する質疑もここでいきます。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほどの補足説明が、収入においては、いわゆる不能欠損と収入未済についてずっと述べられたので、実際的にここで聞いときたいのは、1つはまず第1点が、ページ数で言うたら事項別明細書の41ページであります。

特別土地保有税について聞きます。これ、私はずっと4年間、それ以前も言ってきたんですが、特別土地保有税については町税とは感覚的に違う、いわゆる業者さんが実際的には利益を追求するために大島町内で土地を買って、それに対する税金ということで私は聞いてきました。

そういう中で今回、まあ、これが凍結になって数年になります、実際的に今年度、調定額を見ますと995万7,100円、今年度滞納繰り越し分です。今で言うたら滞納繰り越し分ですが、実際的にはありますよと。それで、ほいじゃあ、今年度、19年度入ったのは幾らかと言ったら0円なんです。ほいで、これが通用するんなら、町全部通用してほしいというのが起こりません、実際的に。これはどういう状況だったのかということをもとめておきたいと思っております。

いわゆる995万7,100円の調定に対して0円ということ。19年度の中身について報告を求めたいというふうに思います。

次に地方交付税、43ページになります。地方交付税も、ずっと中身について聞いてきましたが、今回全体として聞いておきたいというふうに思います。といいますのが、いわゆる合併後、ちょうど三位一体の改革に伴い3カ年で大体12億円ベース、広義の意味での交付税が減額されたということが言われております。

ほいで、実際的に19年度分、いわゆる合併時点をベースにした場合、大体19年度分の普通交付税、これ減額はどれぐらいの規模になるというふうにとらえているのかという点で聞いておきたいというふうに思います。

次に、各中身について聞きたいと思います。

昨年度もお聞きしたんですが、実際的に貸付金収入があるというふうに思います。貸付金収入　いわゆる住宅あり、各資金があります。それを貸し付けております。ちょっと今ページ数が出てこんのんですが、ちょっと確認していただきたいと思います。実際的に今年度入った件数、それと残高について報告を求めたいというふうに思います。

それと、雑入の中で指定管理料が納付されてる部分の内訳、これについて報告を求めたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 特別土地保有税については、18年度から課税保留ということになっております。

投機的な土地の取得ということで、現在不良債権化をしておるところでございます。ほとんどの会社が倒産のような格好になっております。たまたま、19年度の決算におきましては催告はするもののゼロでございました。

20年度につきましては、2、3日前に既に20万円ほど催告に、弁護士の方が会社倒産の処理をするという過程で20万円ほど入ってきております。今後とも、催告の方をしまして、税の公平を図りたいと考えております。よろしく申し上げます。

額につきましては、11件の766万2,300円の滞納繰り越しということがあっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 交付税の合併後の減額の状況ということですが、普通交付税につきましては、17年度との比較で2億7,700万円の減でございます。

議長（新山 玄雄君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 雑入の貸付金元利収入でございますが、61ページの3目ですが、同和福祉資金貸付金元利収入でございますして、収入済み額5万3,100円は1件でございます。

そして、19年度以後の残額でございますけど、3件の95万620円でございます。

5目の住宅新築資金等貸付金元利収入でございますが、収入済み額396万9,494円は4件でございます。19年度以後の残高でございますが、9件の1,843万6,090円でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 61ページの地域総合整備資金貸付金でございますが、件数は1件で融資残高は4,312万4,000円でございます。

議長（新山 玄雄君） 斉藤産業建設部長。

産業建設部長（斉藤 正明君） 64ページの雑入の中の指定管理料の納付金、道の駅205万円、それから竜崎温泉333万3,000円、計538万3,000円でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今、椎木部長が答弁されたように、実はそれぞれ今答弁がないんが奨学金貸付金元金と中小企業勤労者小口資金貸付金元利収入というところがまだありませんが、もし答弁できればお願いしたいというふうに思います。

それともう1点が普通交付税、今財政課長の方が答弁されたのが2億7,000万円余りが実際の17年度対比で減額というふうに答弁されました。

ほいで、普通交付税で見ればということで、中身としては財源対策債といいますが、財政対策債か、これを含んだものという格好で、あれか、別個という中身か、ちょっと確認しちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 奨学金の貸付基金の関係で答弁漏れておりましたが、19年末残高が448万円でございます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 先ほど申し上げましたのは普通交付税のみの対比でございますして、臨時財政対策債、それと特別交付税、これをあわせた広義の交付税という解釈でいきましたら、17年度対比でいきますと6億1,000万円の減になっております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、歳出について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 歳出についてはまず1件が、実際的な人件費にかかわる部分で質疑を行いたいというふうに思います。

1つは、職員給与費等にかかわる部分で、当初の時点と決算時点での比較でどういう状況かというのが1つです。

それと、人件費を占めるのがかなりの職員給与費というふうに思いますが、全体として大体皆さん方の出した資料を見ますと、18年度対比ですべての人件費、いわゆる性質別歳出を見ると約1億円余りが増額されてるということになっておりますが、どういうふうにとらえているのかと。人件費分の増額について、どういうふうにとらえているのかという部分、先ほどのいわゆる職員給与費とは別個に答弁を求めたいというふうに思います。

ほいで、2点目として扶助費等の減額についてです。扶助費については、所管委員会の民生にかかわる部分がかかり減額になったというふうに見ておりますが、実際的にはこの扶助費の減額についてはどのように見ているのか。例えば、かかわる部分があるかもわかりませんが若干民生、そのほか扶助費について所管の方で答弁を求めておきたいというふうに思います。

また、補助費についても答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） まず、職員給与の比較でございますが、これは一般管理費のみではなく一般会計、全職員で比較をさせていただいております。

まず給与でございますが、当初予算額13億1,262万2,000円に対しまして決算額12億8,220万9,000円、差額が3,041万3,000円でございます。

職員手当等につきましては、当初予算額が7億2,976万6,000円に対しまして決算額は6億8,923万3,000円、差額が4,053万3,000円となっております。

共済費につきましては、当初予算額3億6,777万円に対して、決算額は3億6,032万4,000円、差額が744万6,000円でございます。

合計で申しますと、当初予算額が24億1,015万8,000円に対して決算額が23億3,176万6,000円、差額が7,839万2,000円でございます。これは人事異動とか会計間の異動とか途中退職、人勸等々の影響でございます。

議長（新山 玄雄君） 中野総務課長。

総務課長（中野 守雄君） 18年度と19年度の決算、人件費の件でございますが、18年度が退職者が11名、19年度が退職者25名ということで、退職者の増ということで人件費も上



がっているということでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 扶助費の状況でございますが、主なものにつきましては福祉医療、そして老人保護措置費、これは養護老人ホームでございますが、それと、この2つのものが大体扶助費の主なものでございますけど、福祉医療につきましては当然請求があってということでございますので、昨年に比べますと支出が少なかったということと、そして養護老人ホームにつきましては、あくまでも入所したときの町というときからございまして、例えば寿楽苑でございますけど、そちらへ入所される方が町外の方が入所した場合には当然その町外の方が定員が50人というのがございますので、そちらの措置の人数が少なかったというのが実情でございます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 補助費につきましての減の要因でございますが、この大きな要因につきましては柳井地区の広域消防組合に対する負担金の減が主な要因でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 所管委員会にかかわるので余り触れませんが、結局は各種負担の増とか、実際的にはかなりその部分が逆にいわゆる町民が利用しにくくなった側面があるということだけは明らかにしておきたいというふうに思います。

それと、もう一点は、翌年度の繰越金であります。翌年度繰越金は基本的にはこの補正で処理されるというふうに見ておりますが、昨年言ったんですが、実際的には財政調整基金に端的にあらわれてくるんですが、実際的には繰り越し分の2分の1を財調に組み入れるという格好で、昨年度1億円、それで今年度19年度、一昨年が1億円余り、それで19年度が8,000万円余りの積み立て増ということでありまして。それで、実際的に今いろんなことが言われております。例えば、夕張になるとか、実際的に。じゃが、私はそれは端的に違うんじゃないかと。例えば県単位でも財調が枯渇する時代に、例えば私は財調を積み立てることそのものが問題があるとは言いませんが、しかし、一方で実際的には負担増、19年度はかなりの負担増もあったよと、18年度も負担増があったよということはかなり明らかにした上で、じゃ財調の状況、これが合併時点で財調が枯渇するから合併しなければならぬとかいろんなことが言われておりましたが、実際的には、財調は逆にふえてきよるとというのが単年度ごと見ても、大体18年度ぐらい決算で1億円、19年度が8,000万円余りという格好が事実じゃないかというふうに思いますが、やっぱりその陰に、町民に対する負担増というのがありますよということを明らかにして、質疑を終わりたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。認定第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第3号平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第4号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第5号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第6号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第7号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第8号平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第9号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第10号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 若干明らかにするために、質疑をしておきたいというふうに思います。

といいますのが、昨年度から経営上の損失が出てきておりました。損失に対する処理について質疑をしたいというふうに思いますが、実際的に、損失に対しては資本から補てんするという格好で、資本のほうの基金から補てんしていくという順番だそうであります。それで、流れとしてどういう順番で、仮にそれぞれ基金がありますね。それで資本の中でもそれぞれ分かれております。一番最初が多分利益積立金から取り崩していくという格好になりますが、その次に出る分は、基金から言えばどういう格好になるのかというのが1つです。

それともう一つが、引当金についてであります。引当金については、退職引当金と修繕引当金ということで、実際的に2つの項目から引当金を行っているということです。ページ数で言えば17ページです。事業貸借対照表早見表にあらわれてきます。この点でそれぞれ内訳を報告していただきたいというふうに思います。

あと非常にわかりにくい部分が、国際運用と定期預金運用についてです。実際的には定期預金運用を例えば1カ月、この資料を見ますと1カ月やっておりますね。その間早い時期に例えば国債移行するという場合もあるというふうに聞いたんですが、その辺を含めてやっぱり補足説明を求めておきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、赤字の補てん、平成19年度も5,000幾ら、こちらの資料の11ページからになりますが、欠損金の処理計算書という形で提出させていただいております。

まず、利益積立金をもって赤字を埋めていくという形になります。貸借対照表上でいいますと、17ページの利益積立金7億8,965万238円、この利益積立金があるうちはずこの利益積立金をもって赤字の補てんといいたします。その後、利益剰余金の中で減債積立金、建設改良積立金がありますが、減債積立金は起債の償還にしか充てられませんので、この利益積立金がなくなつてなおかつまだ赤字が続くようでありましたら、建設改良積立金をまずもって充てるようになります。ただし、これにつきましては議会の承認を得て赤字の財源とするという形で処理をし

ていくようになります。

続きまして、引当金についてなんですが、総額132億5,300 いや、13万1,436円 済みません、13億2,513万1,436円の内訳でございますが、退職給与の引当金が3億6,197万4,996円、修繕引当金が9億6,315万6,440円でございます。

3番目の基金の運用についてですが、こちらの提出しております書類の中では、55ページ、これは19年度末、20年3月31日現在の基金の明細という形で、基金明細書、この3月31日現在では、年度末ではございますが、31回変動率国債が20億円、32回変動率国債が20億円、33回の変動率国債が15億円、それとこちらに書いてありますように、普通預金、定期預金で合わせて90億円という形で基金運用させていただいております。3月の末の段階での状況でございますので、普通預金、定期預金に32億7,000万円余りのものが形であらわれておりますが、年度の途中ではほとんどの運用は国債運用させていただいております。

国債で運用した場合、利つき国債ですので、年2回の利息があります。それプラス売買によりまして売買差益が発生いたします。平成19年度でいいますと、定期預金利息と国債の利息とを合わせまして1億6,300万円程度の基金運用益という形であらわされております。90億円の基金の運用の利率といたしましては1.83%で運用させていただいております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） マイクが入っておりませんでした。失礼しました。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号平成19年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定までの10議案を本日配布いたしました議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### 日程第15・議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第15、議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづりをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に4億8,306万7,000円を追加し、予算総額を142億8,279万7,000円とするとともに、第2条により債務負担行為の追加、第3条により地方債の補正を行うものであります。

まず、歳入歳出補正の主なものについて、事項別明細書により御説明をいたします。11ページをお開き願います。

歳入につきまして、9款地方交付税は、普通交付税の交付決定により2億3,514万8,000円を追加するものであります。

12款使用料及び手数料、1項使用料では、農産物等加工施設及び産地形成促進施設の利用増に伴い、使用料を19万2,000円追加するとともに、11月に供用開始予定の山口県大島防災センターの使用料8,000円を新規に計上いたしました。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金におきまして、再編交付金2,408万円を追加しております。

5目土木費国庫補助金は、栄住宅の下水道接続に係る工事請負費の増に伴う公営住宅等関連事業補助金765万円及び小学校校舎の耐震2次診断に係る補助金216万円の計上であります。

12ページの3項国庫委託金は、町が保有しております国民年金データを社会保険庁へ提出するための事務費委託金の計上であります。

14款県支出金、2項県補助金は、情島バキューム車の更新のための元気な島づくりサポート事業補助金341万2,000円の計上が主なものであります。

3項県委託金は、11月から供用開始となります山口県大島防災センターの指定管理者として周防大島町が選定されましたので、11月からの指定管理料960万6,000円を計上いたしました。

13ページの17款繰入金は、財政調整基金の取り崩しを1億8,587万4,000円減額し、財源調整を行っております。

18款繰越金は、平成19年度からの繰越金を2億9,992万9,000円追加し、総額を3億992万9,000円とするものであります。

19款諸収入、4項雑入では、平成19年度分のサザンセット大島少年サッカー大会の返納金を計上しております。

20款町債では、県事業負担金の確定、道路新設改良事業の事業量の増に伴う農林水産業事業債及び過疎対策事業債の調整、臨時財政対策債の借り入れ可能額の確定による調整、長浦海浜スポーツスクエア整備事業の実施に伴う合併特例債の追加を行っております。

続いて、15ページからの歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費では、電波利用料の増額に伴う同報無線利用者

協議会への補助金を追加しております。

5目財産管理費におきましては、指定管理施設を初めとする町有施設の修繕費を200万円追加計上いたしました。基金管理経費では、平成19年度からの繰越金の約2分の1に当たる1億5,500万円を財政調整基金に積み立てるとともに、再編交付金を活用して観光振興事業助成基金へ7,152万円、妊婦一般健康診査助成事業基金へ2,910万円を積み立てるものであります。

6目企画費は、再編交付金協議に係る旅費及び有料道路通行料の追加計上であります。

7目支所及び出張所費では、大島支所経費において大島庁舎の修繕費を49万7,000円追加するとともに、各支所経費において、工事請負費、原材料費、小規模施設整備時補助金を追加し、住民要望にこたえるものであります。

8目電子計算費におきましては、平成21年10月から始まります個人住民税の公的年金からの特別徴収制度へ対応するためのシステム開発費として889万8,000円を計上いたしました。

17ページの2項徴税费、2目賦課徴収費では、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度に係る審査、電子納税共同利用システムの導入経費など293万円の追加計上であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、県と共同で町内1,000人を対象に、人権に関するアンケート調査を実施することとし、その郵送料を計上いたしました。

4目国民年金費は、町が保有する国民年金に係るデータを社会保険庁へ提出するための作成委託料を計上しております。

5目介護保険対策費は、平成19年度補助金の精算還付金の計上であります。

18ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、浮島地区から日良居保育所へ通園する児童の安全確保を目的に、引率者をふやすために離島対策事業補助金を増額するものであります。

3目保育所費は、日良居保育所の保育士の育児休暇に伴う賃金の追加計上であります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、当初予算において妊婦一般健康診査助成事業について、再編交付金を充当し行う予定としておりましたが、防衛局との協議の結果、ソフト事業については基金を造成し行うべきとの指導がありましたので、本年度は一般財源にて対応することとし、財源調整を行っております。

2目予防費は、保健事業補助金の精算還付金の計上であります。

4目火葬場費は、大島斎場の利用増に伴う浄化槽の汚泥引き抜き手数料の計上であります。

19ページの2項清掃費は、じん芥処理経費において橘不燃物処理施設の水処理施設整備工事費38万5,000円を計上いたしました。不燃物処理施設管理経費におきましては、環境セン

ターは本年4月から本格稼働を開始し、4カ月を経過したところでございますが、容器包装プラスチックの異物分別作業を賃金で対応することとし、予算計上を行っておりましたが、異物の混入が予想以上に多く、臨時職員での対応のみでは作業効率が悪く、人員の確保も困難なことから、専門業者に委託することとし、賃金の減額及び委託料の増額を行うものであります。また、その他プラスチックにおきましても、当初計画以上に多くの種類の環境センターにおいて処理が困難なものが搬出されている状況にあるため、これらの処理委託料を増額するものであります。

3目し尿処理費は、情島に配備しているバキューム車の老朽化による更新のための備品購入費を新規計上いたしました。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、施設園芸省エネルギー化推進事業補助金41万1,000円を新規計上いたしました。ビニールハウスを二重化することにより省エネルギー化を推進するもので、県の補助を受け行うものであります。農産物等加工施設管理運営経費、産地形成促進施設管理運営経費は、利用増に伴う缶詰用缶の追加購入に係る経費の計上であります。

20ページの5目農地費は、広域農道整備事業ほかの県事業負担金の決定による調整であります。

2項林業費は、森林整備地域活動支援交付金の対象面積の増による増額補正であります。

21ページの6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費は、竜崎温泉の浴槽等の改修工事費として74万7,000円を計上しております。また、長浦スポーツ滞在型施設管理運営経費では、多目的トイレの設置等によるバリアフリー化とテニスコートの改修に係る工事請負費の計上であります。財源は合併特例債を予定しております。

3目観光費は、観光協会への補助金の財源として再編交付金を予定しておりましたが、妊婦一般健康診査助成事業と同様に、防衛局との協議により基金での対応とすることとし、財源の調整を行っております。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費は、工事請負費1,400万円を追加し、町道等の維持補修に努めるものであります。外灯管理事業は、街路灯の修繕費の追加計上であります。

2目道路新設改良費は、町道上浜線に係る測量委託料及び工事請負費の追加であります。

3項河川費では、保慶川ほかの河川改修、しゅんせつの要する経費として400万円を計上いたしました。

23ページの5項都市計画費は、小松開作地区、福本畑の排水ポンプの修繕費40万円の計上であります。

6項住宅費は、町内各公営住宅の修繕費として100万円を追加するとともに、栄住宅の下水

道接続工事費の追加計上であります。

8 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費は、消防団旗購入に係る入札減による減額補正であります。

2 4 ページの 3 目消防施設費は、外入地区の防火水槽の漏水防止工事費を計上いたしました。

4 目災害対策費では、災害対策費において防災センターの供用開始にあわせ、災害避難時の非常食を備蓄することとしております。また、本町が山口県大島防災センターの指定管理者として選定されましたので、副センター長の報酬を初めとする防災センター運営費として 8 6 3 万円を新規計上いたしました。

2 5 ページの 9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費では、久賀小学校及び島中小学校の耐震 2 次診断業務の委託料として 1, 6 7 0 万円を計上いたしました。地震防災対策特別措置法の改正を受けての対応であります。

中学校統合経費では、中学校統合に伴う閉校記念誌等の印刷製本費について、ページ数の増などに対応し 5 0 万円を増額いたしました。

2 6 ページの 2 項小学校費は、各小学校の修繕費を追加いたしております。

3 項中学校費は、各中学校の修繕費を増額するとともに、学校統合に伴い、蒲野中学校を三浦小学校へ転用するための実施設計業務委託料を計上いたしました。

2 7 ページの 4 項社会教育費は、かんこ楽園の消防設備、橘総合センターの舞台どんちょう設備の修繕費の計上であります。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費は、体育指導員の全国大会への参加経費を追加計上するとともに、観光協会への補助金と同様に、体育協会補助金の再編交付金に係る財源の調整を行っております。

2 目体育施設管理費は、消防施設点検の指摘事項に対応するため、東和総合体育館の修繕費の計上であります。

2 8 ページの 3 目学校給食費は、久賀地区及び東和地区学校給食センターの修繕費の計上であります。エアカーテン、排水ピット等を修繕するものであります。

1 2 款繰出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整であります。

次に、7 ページに返っていただきまして、債務負担行為についてであります。久賀地区学校給食センターの調理等の業務につきまして、来年度から民間委託とすることとし、平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの 3 力年で限度額 2, 8 3 8 万 8, 0 0 0 円の債務負担行為を設定しようとするものであります。限度額の設定につきましては、現在民間委託しております東和地区及び橘地区の給食センターと同様の基準により、調理食を勘案し設定しております。

以上が、平成 2 0 年度周防大島町一般会計補正予算（第 3 号）についての概要であります。何



とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、11ページの地方交付税のうちの普通交付税について質問します。

今回、工事決定に伴いということ、2億3,514万8,000円補正されているわけなんです。私、3月の議会でも議論したんですが、実際的にかなり厳しく見積もり過ぎではないかと、当初予算の中で。議論したところであります。今回、2億3,514万8,000円の増額部分について、実際的に年度当初、仮に普通交付税の見込み、決して厳しく見たんじゃないと。仮に、いわゆるつかみにくかった数字というのが具体的にあったのかないのか、実際に答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に、繰入金のところ質疑をします。13ページです。財政調整基金繰入金が5月末現在については資料がありますので、補正後の状況について報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、15ページ、歳出に入ります。観光振興事業助成基金と妊婦一般健康診査助成事業基金、これについては、まさに再編交付金の受け入れのための基金条例を設置し補正で積み込むということになるかというふうに、この中身を見ますと基金にということではありますが、実際的に、例えば今年度の運用についてはどういうふうに考えておるのか聞いておきたい。今年度、いわゆる基金に取り組みますが、実際的には運用については、本年度は少なくとも基金に出すだけであって、当年分についてはどういう取り扱いをするのかということ答弁を求めておきたいというふうに思います。

ただ、1点気にかかるのは、基本的には妊婦一般健康検診事業そのものは今から概算の状況で 国においては概算の状況であります。既にマスコミ等で御承知のように、国の責任で交付税対象として全額交付税で見にゃいけんかなというのが既に新聞発表されていると思いますが、実際的には私はこれは基金をつかってまでやらずに、国の責任で行うべきだというふうに考えているが、その辺のニュースについてはどうとらえているのか、わかる範囲で答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に、16ページ、17ページであります。電子計算費及び賦課徴集費、目でいうと。いうことではありますが、私は基本的には公的年金、いわゆる老齢基礎年金の関係で、これを先に年金から住民税まで取り上げるというのはやったらいけんことじゃ、生存権にかかわることだというふうに考えている。確かに、額からいったら執行部の皆さん、笑うかもわかりませんが、実際的にはかなり厳しい。皆さん方も知っတဲ့ように、後期高齢者医療制度の中で、実際的に年金

から天引きに対する怒りというのはすごいものがあるんですよ。それで、実際的に今度は住民税までが天引きでやるのかということで、私はこれも町民の怒りの対象になってくるといふふうに私は見ておりますが、それにしても、中身として電子計算、いわゆる保守管理のほうと公的年金データシステム、これはそれぞれどういふために行うのか、中身が違うと思いますので、再度聞いておきたいといふふうに思います。

次に19ページ、先ほどじん芥処理、目で言えばじん芥処理なんですけど、働く人が予定より少なかったとかいろいろ言われまして、実際的に説明されているんですけど、何人ぐらい応募して、実際何人ぐらいおられたと。それで、今回この金額の減額ということになるかと思いますが、それと関連して、中身が今度は処理業者に任すということになりますと、そのための予算を組んだわけなんですけど、具体的にちょっと明らかにしておきたいと思いますので、ちょっと答弁を求めたいといふふうに思います。

次に、商工費、21ページ。今回、竜崎温泉の管理運営経費で工事請負費74万7,000円ということで計上されております。構造上の問題ということで、町が出そうかということですが、実際的に、中身としては100万円以下については指定管理者、それで100万円以上については協議し、いわゆる町という格好で議論があったやに聞いておりますから、その説明をちょっと答弁の中で求めておきたいといふふうに思います。

そのほか教育関係では、耐震診断がそれぞれ入っております。事務局経費の中にも1,670万円入っておりますが、これらは県補助とか 県補助、財源 県補助とか例えば国の補助、もしくは交付税対象という流れはあるんじゃないかと思いますが、その辺ちょっと、きちっと聞いておきたいといふふうに思います。答弁を求めておきたいといふふうに思います。どちらでもいいです。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 何点か御質問いただいて、まず地方交付税の中で当初予算の時点で見つかりにくかった経費があるのかどうか。確かに、相当厳しくといたしますが、町財政計画に基づいた試算による交付税の当初予算計上でございましたので、このたび2億3,500万円ばかりの追加といたしますが、の計上になったわけですが、今年度は特に後期高齢者医療等々の関係、そこらあたりの需要額といたしますが、これが交付税にどれだけ入ってくるかというのが全く当初予算の段階でつかめておりませんでした。このたびも、ですからよく議員さんから御質問があります特定目的といふので、国保の関係とかそこらあたりもまだ全く数字的につかめないといった状況でございます。ですから、そこらあたりのつかめなかった部分かとは思いますが、結果的に2億3,500万円の追加計上になったということでございます。

それから、今回の基金の状況なんですけれども、このたびの財政調整基金の取り崩しを1億

8,500万円減額するとともに、歳出のほうで1億5,500万円の基金積み立てを行っております。これを踏まえましてですけれども、予算上ですけれども、財政調整基金の残高が13億7,274万47円という見込みでございます。

それから、基金の運用のことでの御質問をいただきましたけれども、観光振興の助成基金と妊婦の一般健康診査助成事業基金の関係ですけれども、今年度につきましては積み立てるだけでございます。この基金を活用しての観光振興事業あるいは妊婦一般健診への助成につきましては、21年度からを予定しております。

それと、妊婦一般健康診査の、新聞報道等によります交付税の関係ですけれども、確かに交付税で措置するよというところで厚生労働省が概算要求をするというような新聞報道を私どもも目にしております。その考え方なんです、交付税への算入というのはどういった形であるかわかりませんが、基準財政需要額への算入ということでありますから、これはまさしく特定目的の交付税の算入ということには理解を私どももしておりません。交付税ですから、そういった町の財政運営上の算入でありますから、これがもう交付税の算入があったからそれは妊婦のほうに使わなきゃならないから、交付金を使っての事業をするのはおかしいんじゃないかというような論法にはならないというふうに私どもは理解をしております。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 環境センターのじん芥処理にかかわる御質問でございますが、こちらはこの4月から本格稼働ということで、いわゆる分別作業の方を募集いたしました。

20人応募がございました。最終的に町として採用決定したのは5名でございます。しかし、すぐに3人やめられました。結局、慣れない作業ということもある。また、皆さん御見学なさってよくわかると思いますが、要するにラインが流れていくので、どうしても勝手に休むわけにいかないわけですね。そういったいろんな、中腰での作業とか、いろんなそういう労働条件等がございまして、そういうことになったわけです。

現在、一部1トン当たり、これがその他プラと容器包装プラでございますが、1トン当たり1万5,000円で現在の予算額の中で、その処理仕切れない部分については対応させていただいております。

したがって、年間予測としてその他プラが今から約200トン、容器包装にかかわる物が100トン、300トン、これの1万5,000円で450万円をこのたび賃金等を減額して計上させていただいたという経緯でございまして、大変この場をおかりして申し訳ないですが、皆さん方にも地域におかれましてはくれぐれも分別収集について指導徹底方御協力のほどひとつよろしくお願い申し上げます。（笑声）

議長（新山 玄雄君） 斉藤産業建設部長。

産業建設部長（斉藤 正明君） 21ページの竜崎温泉管理運営経費の中の工事請負74万7,000円の当時の指定管理の100万円以下の契約等々についての質問にお答えいたしますが、一応契約上では、施設の修繕1件につき100万円以上については町が負担しますよっていう形になっております。

あわせまして、大規模な修繕または改修ということについては町の方で行うという申し送り、申し入れの契約になっております。

現時点では改修という考え方をしておるんですが、考え方としましては構造上の問題といいですか、既に指定管理に出す前にこうした状態になっておった方がいいだろうと。当然、利用者の方からもこういうふうにしてほしいというような要望もございましたので、一応今回改修という形で、具体的に事業内容としましては浴槽からのオーバーフローの水が 洗い場、水と排水の混入を防ぐためのかさ上げという形をとりたいと。

それと、洗い場のところから一緒に流れないように溝を塞ぐというような形になりますので、そういった形で町が改修をするということになります。

それと、15ページの観光振興事業補助の基金の19年度はどういうふうになるのかということに関しましては、一応21年度から基金の積み立てという考え方で、19年度は一般財源ということで補助するという考えになっております。

議長（新山 玄雄君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 耐震二次診断の1,670万円の財源の内訳でございますが、これにつきましては国土交通省の住宅建築物耐震改修等事業補助金という制度がございまして、これを受ける予定でございます。

ちなみに補助単価といたしましては、面責任1,000平方以内であれば、平米当たり2,000円、1,000平米から2,000平米までは平米当たり1,500円、2,000平米を超えるものについては平米当たり1,000円という基準単価がございまして、これの3分の1以内が補助ということでございます。

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 17ページの個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入についての中身ということでございます。

対象者につきましては、65歳以上の公的年金等の受給者でございます。

徴収する税額と徴収方法につきましては、公的年金等に係る所得割額及び均等割額を年に6回の年金支給の都度、特別徴収をいたします。

特別徴収義務者でございますが、これは社会保険庁等でございます。

対象年金につきましては老齢基礎年金等でございますが、対象者は約2,100人でございます。

す。

実施時期につきましては、平成21年10月支給分から実施ということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1つは、債務負担行為について質問します。

債務負担行為、いわゆる久賀の給食センターの民営化ということで、今回債務負担で計上しております。ほいで、運営の方が一体どうなるのか、町の方が実際的にはきちっと対応できるんかどうか、私の方は学校給食にかかわったら逆に民営化はそくわないという立場なんです。少なくとも、そこまで競争原理は必要ないという立場なんです。

そういう中で、今まで久賀地区の学校給食についてこういう運用方法でやってきましたと。ほいで、今度債務負担をかけたならこういう方向になりますという具体的な中身について、今から検討かどうかわかりませんが、聞いちょきたいというふうに思います。

それと、防災関係で聞いちょきたいというふうに思いますが、あえて予算の方で聞くのは、今回が予算の組み方の中で何カ月分という組み方をしちよるというふうに思います。いつ完成してから、何カ月分について、副センター長の報酬額、何カ月分と、それと臨時雇用員という呼び名か、どういう呼び名かわかりませんが、雇用者人数、何人の何カ月分という格好で答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 給食センターの民営化ということでございまして、これにつきましては行政改革プランに基づきまして東和、橘、両地区の学校給食センターは平成20年から公募という形で委託をしております。

久賀の給食センターにつきましては平成21年度から、大島給食センターについては23年度からということで、町内すべての学校給食センターにつきましては民間に委託するという計画で今進んでおります。

したがいまして、今回21年度からスタートいたします久賀の学校給食センターについては債務負担行為をお願いしたいという御提案でございますので、御理解いただいたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 税務課の方から16、17ページの電子計算費、賦課徴収費の公的年金の各システムの導入について御説明させていただきたいと思います。

お手元に税務課ということで資料を配っておりますが、これの説明になるかと思えます。1、2ページに電子自治体の展開ということで、総務省の計画がございます。2007年3月からコピキタスというような社会になるということでございます。

3ページにつきましては、先ほど総務部長が説明したところのことでございます。この年金制

度につきましては、地方六団体からの要望がございます。17年度の税制改正、20年度の税制改正、3ページでございますが、こういうことで所得税や介護保険において同様の制度が導入されているということで、早急に実施をしたいと総務省が考えておるということでございます。

4ページにつきまして、部長の説明のところでございます。

それから5ページ、これが流れでございます。8ページと一緒にございますけれども、社会保険庁と20の組合から電子的に情報が流れてまいります。この市町村との間に経由機関として地方電子協議会が間にあります。そこがすべてのデータを電子的に、データの振り分けとかデータの一本化をしてくれるということでございます。

それで、7ページでございますが、この特別徴収につきましては既に20年4月30日に地方税の一部改正、法律が成立しまして、昨年12月、ことしの6月に条例の整備もいたしておるところでございます。

今後、住民カードとか、福祉カード、年金カード、税務カードというようなところに行くということだそうでございます。（発言する者あり）

それから、10ページでございますけれども、運用開始ということで21年の1月、来年の1月から社会保険庁からのデータがすべて電子化、もう紙ベースでは来ません。過年度については違いますけれども、すべて電子でやりとりいたします。

それで、10月に年金の特徴制度が開始されます。市町村に必要な準備ということで、10ページでございますが、エルタックスに加入をしなければならないと。この補正予算が通ります正式な加入を、10月15日までに正式に加入をするということでございます。

必要経費につきましては、エルタックス会費と経由機関経費がございます。後ほど御説明させていただきますと思います。

それで、もし小さな団体でこの制度に乗り気でないことがあるというようなことになれば、22年度12月までにはもうこの制度に乗っておかなければなりません。2年間の猶予しかございませんので、周防大島町としましてはエルタックスシステムを、二重投資にならないように今回の補正で対応させていただきたいと考えております。

それから12ページでございますが、これが経由機関であります地方税電子化協議会の概要ということでございます。設立が15年、法人化が18年、その真ん中に書いてございますけれども、参加団体としまして現在47都道府県すべてと17政令指定都市6市町村でございます。

一番右側の上が設立目的でございますが、地方税の電子化を推進することにより納税者の利便性の向上を図るとともに、地方税務行政の高度化及び効率化を図るということでございます。

それで、その下の4つ目の括弧の中に運用中のシステムということで、既に市町村税におきましては法人、市町村民税、それから固定資産税の償却資産、個人の住民税の特別徴収が今回な

ります。それから、電子納税とか電子申請ということが挙げております。

13ページでございますが、この電子化が進まないということでございますが、これにつきましてはメリットが感じられないということでございますが、日本全国にこれを今回導入いたしましてすべて電子でやりとりするというようなことになっております。

それから、2と今後のイメージとしまして、20年1月、既にことしの1月から給与支払い報告書が要望するところは会社でも電子で、地方税電子化協議会に出しております。そして、電子でこっちに来るようになります。

ほいで、今現在、それはL G W A Nというような地方税の広域ネットですか、そういうものが現在日本全国に地方団体間に引かれております。これを利用してやるということですが、今山口県においてもその中に文書交換システムというものがございます。これはまあ、余力がない。文書を送付するシステムで、小さな市町村はこれで2年間は過すと。そやけど、もうこれやるのにもまたシステムの改修がかかりまして、別途それをやる場所は山口県では8市町ぐらいございますけれども、それをやってまた22年の12月までにL G W A Nに乗りかえなければならぬということでございます。

それから、今後、所得税のe タックスと連携いたしまして、電子的に所得税の情報もこれでやりとりするというようなもくろみでございます。

それで、次の16、17、18ページでございますけれども、これにつきましては今のL G W A Nの説明ですけども、16ページに導入形態1、導入形態2、それから17ページに導入形態3というのがございますけれども、県とかいうものは単独でシステムを導入しております。これは費用が大変高くなります。それから、導入形態2というのは今ないそうでございますが、何町かが共同してつくろうということで。

ほいで、今回導入するのが17ページの導入形態3でございますが、L G W A N A S Pと、こうございます。L G W A N A S Pでございますけども、これはA S Pというのは、その真ん中に括弧がございまして、この中に電子申請とか審査システム、電子納税、M P N マルチペイメントですか、そういうものがすべてアプリケーションを貸してもらって、そういう会社から貸してもらって要るときだけにやると。そのかわり、手数料がかかるということでございます。これを今回導入するというのでございます。もちろん、基幹税務システムは別途対応しなければならぬということでございます。

そして、今回は公的年金の電送システムだけのアプリケーションを借りるということでございます。電子申告とか電子納税とか、そういうアプリケーションもありますけども、これは別途また費用がかかってくるということでございます。

ほいで、19ページに今回の補正予算の費用が書いてございます。左側の表等には1、2、3、

4ということでございます。エルタックス、年金特徴の経由基幹業務ASP中国サンネットとございます。この中国サンネットというのが基幹業務で、この業務につきましては当初予算において、税法改正でございますので50万円の頭出しをいたしております。それにつけ加えて、今の電子計算費、50万円マイナスしたものが補正をさせていただいております。

これが上の表が20年度、21年度、22年度以降というのがございますけども、20年度についてはエルタックスの導入、情報伝達ルートということ。21年度には年金の特徴の処理をするというシステムの開発をさせていただきたいと。で、20年度には総計で、一番下ですけども消費税加えまして1,232万7,000円、21年度には2,284万5,000円、それから22年度以降は243万2,000円ということでございます。

これは、ASP業者は今周防大島町はNECの総合行政システム、コーカスRADを入れておりますけども、これとの連携性、ホストコンピューターがそういうことでございますので、これは日本電気でございます。それと中国サンネット系列でございます。ここと随意契約をさせていただきたいというところでございます。

それで次のページでございますが、20ページが20年度に年金の情報システム、それから21年度に年金の特徴の対象ということで来年の当初予算にまた上げさせていただいておりますので、ぜひよろしくお願いたしたいと思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 防災センターの指定管理料と人件費についての御質問でございますが、まず指定管理料でございますが、今年度は11月の1日から供用開始をいたします。

したがいまして、11月から来年の3月末まで、5カ月分で906万6,000円となっております。参考までに、21年度以降になりますと、指定管理の期間につきましては24年度を想定されておりますので25年の3月31日まででございます。21年度からは年に2,375万5,000円となる予定でございます。

人件費につきましては、副センター長が100万円、これは月に20万円掛ける5カ月でございます。臨時職員につきましては2人でございまして、1時間に670円掛ける1日8時間で20日分を想定しております。これの5カ月分でございます。

ちなみに、この臨時職員と副センター長につきましては、9月の広報で公募いたします。ただ、来年の4月以降は、臨時職員は勤務日につきましては月に10日になろうかと思っております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。（「あるけど、まだやるね」と呼ぶ者あり）休憩しましょうかね。（「休憩しましょうかって、何時とってるの、議長」と



呼ぶ者あり)はい、ほいじゃあ、暫時、休憩をいたします。(「1時半」と呼ぶ者あり)1時半ですか。いいですか。

1時半まで休憩をいたします。

午後0時20分休憩

.....  
午後1時30分再開

議長(新山 玄雄君) それでは、おそろいでございます。それでは、再開をいたします。

午前中に引き続き、質疑をいたします。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) 防災センターの使用料というのが8,000円ほど、金額こまいのがありますが、これは利用者の使用料ということなんでしょうか。

それと、歳出の方で長浦のところです、これはどういった目的で多目的トイレをつくるのか、それで具体的にどの辺、場所といいますか、どの辺にどのような形でつくる これまた後の議案の13号で続くんで、そのときでもいいかなと思ったんですが、具体的にこれ計画図というか、図面でもあれば示してもらったらというふうに思います。

それと先ほど広田議員がちょっと質問してましたが、学校給食のことですが、委託をされますと、給食費については今は一般会計に入ってるようですが、これは保護者からの給食費についてはどういう形になるのか、ちょっとその3つ教えてください。

議長(新山 玄雄君) 岡村総務部長。

総務部長(岡村 春雄君) 防災センターの利用料金でございますが、使用料でございます。11ページになります。

8,000円というふうに出ておりますが、これは多目的ホールの使用料、これが650円でございます、10回を見込んでおりまして、これが6,500円、会議室の使用料が140円ということで11回を見込んでおりますので、1,540円、計8,000円を計上しております。

議長(新山 玄雄君) 斉藤産業建設部長。

産業建設部長(斉藤 正明君) 長浦スポーツ滞在型施設管理運営経費ということで委託料と工事請負費なんです、委託料については多目的トイレ等の整備工事に係る設計委託費ということで、身障用のトイレの新設、あとをあわせて身障用の観覧席を設置するというところでございます。

それから、工事請負についてはテニスコート、これ12面ございますが、現在2面は整備済みなんです、10面を芝の張りかえ、施工をしまして約15年経っております。約1年に1ミリずつぐらい縮んでいくということで、現時点でも10面がほとんど使用不能という形になっておりますので、これを整備するというところでございます。

議長（新山 玄雄君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 給食センターの業務委託の関係ですが、今回の学校給食センターの業務につきましては調理と配送の業務のみを委託するということでございますので、それに付随します給食費の徴収等については今までどおり全く変更ございません。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） わかりました。

ちょっと1つ忘れまして、忘れてましたんでもう一つ聞きますが、不燃物の処理場の件ですけれども、先ほどの説明では結局臨時雇用というか、雇用者では対応できないというように受けとったわけですが、それは結局ごみというか、物が搬入が多くてできないのか、それと人数が減っただけできないのか、それとも設備した施設よりごみの方が多からできないのか、その辺ちょっともう少し具体的に御説明願えますか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 環境センターの先ほどの補正についてということでございます。

先ほど申しあげましたように、昨年まではその他プラ等については直接町の手をかけないで搬出、業者の方に持って行っておりました。ですから、はっきり申しあげて、内容物についての点検は町の方ではいたしておりませんでした、ほとんど。

この4月から本格稼働に伴い、その内容物分別いたしまして、分別をきちっとしないと容器包装とか、そういった物については搬出先と申しますか、容器包装リサイクル協会というのがあるわけですが、広島に、受け入れてもらえなくなるわけですよ。

そうしますと、今現在トン当たり3,000円で処理できるところが約20倍の経費がかかるようになるわけです。そういったことを防ぐためにも、当然、環境センターにおいて適切な分別をした上でないと搬出できないという状況になります。

人員が足りないのかどうなのかという御指摘でございますが、当初5人で年間、ですから当初予算のときも若干御説明したかと思いますが、時間当たり給与750円で計上、5人分を計上させていただいております。時間数については、非常に過少見積もりの点も若干ございました。そういう内容物についての精査が足りなかったというところは、私ども所管課としておわび申し上げなきゃいけないところでございますが、現状からして、先ほど申しあげましたが5人体制でできると予測しておったところ、3人が途中で「とても私たちはできません」ということでやめられたという状況もございます。

で、先ほど委託と申しあげましたが、その委託先については町の方で昨年もそういった搬出を委託しておった専門業者の方の方に現在委託して、トン当たり、先ほど申しあげたように1万5,000円で処理をお願いしてるところですが、非常に、機会があったらその分別作業の現場

を見ていただければと思いますが、非常に手際もてきぱきと効率的に作業が行われている状況に現在ございます。その方々たちと今の町雇用の方たちで、共同で処理に当たっているというのが現状でございます。

ですから、先月8月号の広報にもいろいろごみの分別について掲載させていただいたところですが、そういった形でよりそういった効率的な環境センターにおける作業ができるように、所管部局としてはまず分別から住民の皆さんにお願いし、そして現場においてより経費のかからない方法をどうしたいかということ、現在も、いわゆる4月からですから約四、五カ月経つわけですが、その間見ながら順次より効率的な方法に変更、これが最終ということじゃなくしてより効率的な方法をとっていきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） やっぱ聞いてみんとようわからんわけですが、結局じゃあ今は委託業者さんに入ってもらって、町の施設を利用してそこで処理をしろということですか。

だから、委託業者さんに全部任せて、こう、前のように委託業者に全部、そこへ持っていくじゃなしに、あくまで分別は今の町の施設でやりよるといことなんですか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。（「3、終わりじゃけ」と呼ぶ者あり）

環境生活部長（村田 章文君） 今申し上げましたが、分別についてはその委託しておる業者さんと、町で雇用して現在まだやめないでいらっしゃる方、共同で環境センターで行っております。

それぞれの、ですから資源化できる物は当然資源化できる物として販売して、お金になる物は町の歳入として今も入れている状況です。

ですから、100%委託じゃなくして、現時点は共同作業ということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 先ほどの24ページの防災センターの件ですが、先ほど5カ月の予算ということで副センター長等のお話がありましたが、ちょっと関連になります、町の職員関係とかがどういうふうなかかわりになるのかなあというのを教えていただければと思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 防災センターの職員でございますが、これにつきましては常勤職員、今年度は副センター長と臨時職員2名、計3名体制でございますが、21年度4月からはセンター長、副センター長、臨時職員2名で対応することに今予定しております。

この指定管理料で少しちょっと御説明させていただきますが、この補正で収入と支出で差額が出ております。100万円近くの差額が出ておりますが、この差額につきましては町の利益、町の職員の人件費分という考え方をしております。

町の職員の人件費分といいますのは、この防災センターに町の職員が手伝いに行くとか、そう

いったときの経費を町の利益ということではなくという考え方でございます。

この指定管理料の運用に関しましては、財政関係、この基本的な考え方というのを県が示しております。後年度に欠損金の発生に備えた内部留保、業務の終了の時点で残金がある場合は県へ納付するという取り決めになっております。

しかしながら、県と事前協議をいたしまして、町職員が補助をする場合、その場合にはこの人件費分は内部留保とみなさなくてもいいという了承を得ておりますので、職員の平均給与を掛けまして、何日出たということ、その部分については町の利益という考え方を持っておりますので、その辺差額が出てまいります。

基本的には先ほど申しました今年度は常勤の副センター長、常勤でございますが、これと臨時職員の2名、これとセンター長は一応職員の兼務ということになると思いますが、月曜日が休館日でございますので、週6日のうちの3日が2人体制、そのあとの3日が3人体制、平均で2.5人、1日当たり2.5人体制ということで今検討しているところでございます。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 予算についてはわかりました。

ここで発言がいいかどうかかわからんですが、防災センターの当初の県からの補助があつてできると。東南海地震を考えての指定がされたということで、町でも大きな関心があり、周防大島町としても同じような中心的な場所でそういう災害に備えた体制を整えていくというような考え方があったと思うんですが、そういった部分は、また機会がありますかね、そういう部分の今後の考え方を検討する。ここでやるべきですか。どうですか。町長、どんなですかね。この予算でやるかどうかというのがあるんじゃないか。（発言する者あり）指定管理でもう完全に分けるんかどうか。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 今、答弁できますかね。まあ、予算に対する質疑を今受けてはおるんですが。ま、範囲内で。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 詳細につきましては県とまだ未協定の部分がございますので、概要だけ申しますと、この防災センターにつきましては、業務と申しますのは防災に関する研修、また防災に関する相談とか情報提供、また県民の自発的な防災活動の促進等々でございます。

防災ということで、通常の自主避難等、現在もしておりますが、こういう部分につきましてはこのセンターでというよりも既存の施設を使つての各旧地区での対応、これをそのまま継承することになります。

ここの防災センターにつきましては、先ほど申しました業務等々のほかの大災害等になりましたら県の方から出向きまして、県と合同で対応していくという、そういうことを聞いております。

また、詳細的なものが煮詰まりましたら御報告させていただきます。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） わかりました。予算ですので、県の考え方、町の考え方わかりました。町の方向性についてはまた一般質問等でお聞きしたいと思います。

終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

討論・採決は最終日といたします。

日程第16．議案第2号

日程第17．議案第3号

日程第18．議案第4号

日程第19．議案第5号

日程第20．議案第6号

日程第21．議案第7号

日程第22．議案第8号

議長（新山 玄雄君） 日程第16、議案第2号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から日程第22、議案第8号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） それでは、議案第2号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を行います。

予算書の29ページをお願いします。今回の補正は、4月から実施された長寿医療制度に伴う後期高齢者支援金及び前期高齢者交付金の概算額の確定に伴い、財源調整及び平成19年度決算に伴う精算及び交付金の確定が主なものでございます。

本文で第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,307万3,000円を追加し、総額を33億2,016万2,000円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書で説明をいたします。事項別明細書の35ページをお願いいたします。

歳入であります。3款の国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の療養給付費負担金を当初予算から前期高齢者交付金が減額になったことに伴い現年度分9,490万4,000円の増額であります。過年度収入はありませんので、1,000円を減額いたします。

4 款の療養給付費等交付金は歳出の増と、及び平成 19 年度の精算交付により 1 億 1,700 万 9,000 円の増額であります。

5 款の前期高齢者交付金は制度改正により新たな項目で、当初は不明確な計数等が多く、財源調整をこの項目で行っていましたが、今回平成 20 年度の概算交付金の確定により 2 億 1,802 万 5,000 円を減額いたします。

7 款の共同事業交付金は、1 項の共同事業交付金、2 目の保険財政共同安定化事業交付金も、当初制度改正による影響が見込めなかったため前年並み予算としておりましたが、今回概算により 8,534 万 8,000 円を増額いたします。

10 款の繰越金は、前年度繰越金の 3,383 万 8,000 円を増額いたします。

次に、37 ページをお願いいたします。

歳出であります。2 款の保険給付費、1 項の療養給費、1 目の一般被保険者療養給付費は前期高齢者交付金の概算額の確定による財源調整でございます。

2 目の退職被保険者等療養給付費は療養給付費の不足が見込まれ、7,674 万 4,000 円の増額を、また 2 項の高額療養費、2 目の退職被保険者等高額療養費も不足が見込まれるため 1,400 万円の増額をいたします。

38 ページをお願いいたします。3 款の後期高齢者支援金と 1 項の後期高齢者支援金と 1 目の後期高齢者支援金は、支援金額の確定により 488 万 5,000 円増額をいたします。

2 目の後期高齢者関係事務拠出金も、拠出額の確定により 4 万 3,000 円減額をいたします。

4 款の前期後期高齢者納付金と 1 項の前期高齢者納付金と 1 目の前期高齢者納付金は、納付額の確定により 27 万 2,000 円を減額いたします。

2 目の前期高齢者関係事務費拠出金も、拠出額の確定により 3,000 円の増額をいたします。

5 款の老人保健拠出金、1 項の老人保健拠出金、1 目の老人保健医療費拠出金は、拠出額の確定により 788 万 4,000 円の減額をいたします。

6 款の介護納付金、1 項の介護納付金、1 目の介護納付金は、納付金の確定により 37 万 4,000 円を減額いたします。

7 款の共同事業拠出金、1 項の共同事業拠出金、1 目の高額医療費拠出金は、拠出金の決定により 38 万 7,000 円の増額をいたします。

3 目の保険財政共同安定化事業拠出金も拠出金の決定により 1,684 万円を増額いたします。

40 ページをお願いいたします。10 款の繰越金では、19 年度療養給付費の返還金として 878 万 7,000 円を計上いたします。

以上で、平成 20 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明を終わります。

次に、予算書の41ページをお願いいたします。

議案第3号平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、平成19年度決算の精算が主なものでございます。

それでは、本文で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,999万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億4,041万1,000円とするものであります。

事項別明細書の47ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。1款の支払い基金交付金、1項の支払い基金交付金、1目の医療費交付金、2目の診査支払い手数料交付金の過年度収入はありませんので、それぞれ1,000円減額をいたします。

2款の国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の療養医療費負担金は、精算により1,011万5,000円を増額いたします。

3款の県支出金の過年度収入はありませんので、1,000円増額をいたします。

次に、歳出について説明をいたします。

49ページをお願いします。2款の緒支出金に前年度の支払い基金交付金及び県医療費交付金の超過交付返還金として1,999万3,000円の計上でございます。

以上で、平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を終わります。

次に、予算書の51ページをお願いします。

議案第4号平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を行います。今回の補正は、平成19年度決算に伴う精算を行うものであります。

それでは本文で、既定の歳入歳出予算の総額に5,201万1,000円を追加し、総額を30億4,253万7,000円とするものです。

事項別明細書の57ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

8款の繰越金では、前年度からの繰越金として5,201万1,000円を増額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。58ページをお願いします。

1款の総務費2項の徴収費では、過年度分の保険料還付金として59万円を増額いたします。

4款の基金積立金では、前年度決算に伴う介護給付費準備基金への積み立てとして2,006万9,000円を増額いたします。

7款の諸支出金では、前年度実績に伴う国等への返還金として3,135万2,000円を計上いたします。

以上で平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を終わり

ます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） それでは、私からは議案第5号から7号までについて補足説明をさせていただきます。

補正予算つづりの59ページをお願いいたします。

まず、議案第5号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に1,394万円を追加し、予算の総額を9億9,182万9,000円とするものでございます。

65ページをお願いいたします。歳入につきましては、一般会計から1,394万円を繰り入れての財源調整でございます。

引き続き、66ページの歳出でございますが、1款簡易水道費、2項の事業費については、簡易水道施設の維持管理、いわゆる修繕でございますが、に係る経費1,394万円の追加計上でございます。

その主なものにつきましては、浮島、江ノ浦ポンプ場のマンガン除去装置の対応に300万円、県道改良工事等に伴う配水管の布設がえに300万円、また現在の配水池の電気機械施設等の対応に350万円の経費を要する見込みでございます。

次に、議案第6号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

60ページ、67ページになります。今回の補正は、第1条に定めますとおり既定の歳入歳出予算の総額に181万7,000円を追加し、予算の総額を5億1,563万2,000円とするものでございます。

75ページの歳入についてでございますが、一般会計からの繰入金41万7,000円と平準化債140万円の追加計上でございます。

歳出について、76ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款公共下水費2項事業費において、安下庄浄化センター最終沈殿槽の修繕の経費を計上いたしたところでございます。

次に、議案第7号平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、ページは77ページになります。

今回の補正につきましては、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に549万7,000円を追加し、予算の総額を3億9,767万5,000円とするものでございます。

85ページをお願いいたします。歳入についてでございますが、一般会計の繰入金389万



7,000円及び平準化債160万円の追加計上でございます。

86ページをお願いいたします。歳出についてであります。1款農業集落排水費、2項事業費の工事請負費については、沖浦東浄化センターの配水管の布設に係る経費の工事費の計上でございます。

以上、議案5号から7号までの補足説明とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第8号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

補正予算つづりの87ページをお願いいたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算に91万4,000円を追加し、予算総額を7,747万9,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書により御説明いたします。93ページをお開き願います。

歳入につきまして、1款使用料及び手数料1項使用料では、浮島航路における郵便物航送料金を1万円追加いたしました。

3款県支出金、1項県補助金は、各航路における県補助金が確定をいたしましたので、合わせて448万1,000円を減額するものであります。

4款繰入金は、一般会計から538万5,000円の繰り入れを受けて財源調整を行っております。

次に、94ページの歳出について御説明いたします。1款事業費、2項事業費、2目情島航路運行費におきまして、設計業務委託料91万4,000円を追加しております。情島航路で使用しておりますせと丸の老朽化に伴い、国庫補助協議のための設計を行うものであります。

以上が議案第8号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についての概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほど補足説明では、前期高齢者交付金等が、いわゆる制度が出發して非常に件数に対して不明朗な中で今回見直しだということなんです。

ほど、実際的に大きく変わった、例えば2億1,800万円といえればかなり2割以上占める減額なんです。その部分についてのもっと具体的な説明を求めておきたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 前期高齢者交付金の減額2億1,802万5,000円の要因でございますが、長寿医療制度により今年度より新規の項目として計上をしたわけでございますが、この交付金は65歳から74歳までの前期高齢者が退職者医療から一般に移行したため、前期高齢者の比率により交付または納付することとなったわけでございます。

全体の比率が12%以下の場合には納付、12%以上が交付となっております。周防大島町ではその比率が43%となっております。初めての制度のため、額の把握が大変難しかったわけございまして、当初予算では平成18年度の65歳から74歳までの医療費を参考にいたしまして推計をいたしました。国が示しましたシミュレーションにより算定をいたしましたけど、不確定要素が多々あったため大目に見積もりとなったところでございます。

今回、社会保険診療報酬支払い基金から概算額の確定通知がありましたので、減額補正をさせていただきます。なお、精算は翌々年度の22年度になります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 2点目はですね、退職被保険者療養給付費です。実際的には人数は変わっておりませんが、いわゆる対前年から見たらどうなのかというのがわかりづらいので、大体対前年で数字的にわかっておれば聞いておきたいし、例えば現状でかなり不足が見込まれるから7,600万円の療養費の補正をされたというふうに思いますが、実態として対前年と比較してどういう状況というのがわかれば御報告お願いしておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 退職被保険者療養給付でございますが、7,674万4,000円の減額ということになっておりますが、退職者医療（発言する者あり）はい（「支出の方は増額」と呼ぶ者あり）支出ではなしに（発言する者あり）はい。済いません。大変申しわけありません。増額です、はい。

退職者医療は、退職されましてそして老人医療にいくまでの間の方が退職者医療であったわけでございますが、それが制度改正によりまして65歳以上につきましては一般に移行するということがことしからなったわけでございます。

そういうことで、その65歳以上の分の減額部分というのが大変算定を見積もるということが難しかったということで、先ほどの前期高齢者の納付金と同じように不透明な部分があったということで、これはまだ確定はされておられませんので、今回補正予算を編成する上での財源調整をさせていただいたということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） もし資料がないんかあるんかちょっとわからんですが、大体退職者医療分の対前年度状況がある程度あれば答弁を求めておきたいと。先ほどの私の質問の趣旨はそういう趣旨で言うとりますので、つかんでおればお願いしたいというふうに。

健康増進課長（東原 平典君） 退職者医療に該当している人数なんですが、ことしになりまして４００人に下がりました。去年の人数につきましては、ちょっと今正確には持っておりませんが、それに増しまして今退職者医療制度に入ってこられる方が、この１０月でもう約１００人程度ふえるような形になります。ですから、一般から退職になられる方が１００人増加するというような関係の医療費も見込んでおります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） まあね、大体例えば人数の変更とか、今課長が答弁されたようにね、人数の変更等があれば例えば入りの方で、例えば高齢者、保険料の変更いわゆる移動ですね、一般分から退職者分の移動が出ちよるんですが、今回の補正はいわゆる入りの補正で補正がなかったんでね、ほでどうなんかなという関係で実際確認しちよきたかったなという点であります。

通常、例えば今この１０月で大体こう見込まれると言え、いわゆる入りの方で実際的には保険料の部分で退職者分、そして一般分という格好でいわゆる変動が出るわけなんです。増額分が。私は、そういうんで実際的にはあつたら逆にわかりよいと思ったんですが、入りの分は逆に既に当初の分で見込んだからということで、非常にわかりにくいんで質疑をしておきたかったということであります。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

移ります。議案第３号平成２０年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第１号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第４号平成２０年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、質疑はありませんか。広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） 介護保険の方聞いちよきたいんですが、実際的に介護保険基金条例の中にはないと思うんですが、実際的に介護保険の基金の取り扱いについて、例えば今介護保険は３カ年ごとの見直しということでやりよると思うんですが、この基金について国の方は一たん基金を３カ年で取り崩しちゅう格好で今でもやりよるんかどうか、ちょっと聞いちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） はい。

介護保険課長（松岡 千春君） 基金につきましては、議員さんおっしゃるように3年後との見直しで、その余った基金は保険料の改定の際にそれを反映さすという考えは聞いております。

ただ、全額取り崩すという考えでなしに、最低限のものは基金残しておいてもよいということになっております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

移ります。議案第5号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第6号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

議案第7号平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第8号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 1つだけ。歳入の方で1件ですが、県の補助金、航路補助金ですが、確定というように先ほど説明だったと思いますが、いわゆる減額で確定になっとるわけですが、19年度もたしか決算これ減額、県については減額だったと思いますが、これについてはいわゆるまだ国の補助金決まっていなわけですが、国の方で穴埋めができることが期待できるのか、その辺はどういうふうに、これなかったらこれは一般会計からの繰り入れでやっていかにやいけんと思うんですが、それで、19年度の決算見ましても国については調定額はふえてますよね。その辺、国からの穴埋めが期待できるのかどうか、それちょっと応えてください。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 渡船事業の国庫補助と県補助の関係なんですけれども、まず国庫補助が前年度に確定をいたしまして、それを受けて翌年度に県の補助金が確定するということから、逆に言いますと穴埋めとかいうんじゃなくて国庫補助が確定した段階での後の県の補助が確定して入ってくるという、その手の調整ということで、逆に言いますと昨年国庫補助がたくさん入ったから今回県補助が減額になるというシステムでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（６番 浜戸 信充君） ということは、一般会計の繰り入れはもうこれしょうがないということ、ということになるわけね。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） ですから、１９年度の決算見ていただいたらわかるんですが、１９年度に一般会計の繰り入れが予算より相当少なくなっておりますので、その分が逆に言うと２０年度の繰り入れの増につながってるということで、差し引きはさほど変わらないということになります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） １件だけ質疑をしたいと思います。といいますのが、いわゆる高騰する原油高に対する状況について聞いときたいというふうに思います。

今下がるという意見もありましたが、実際的にかなり高くて漁業者等、国においてもあらゆる産業分野に一定の燃料高騰に対する国のいわゆる補助という格好でいろいろ政治的に動きよるような状況があります。

こういう、例えば航路等について、航路のいわゆる燃料に対する一定の補助等については動きはあるんですか。いわゆる離島対策として、実際的に燃料補助という動きは国においてはあるんだろうかないんだろうかというのが素朴な質問の内容なんです。わかる範囲でいいですからね、実際的に答弁を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 平田政策企画課長。

政策企画課長（平田 好男君） 現在のところ、燃料に対してそういうような動きはございません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） いわゆる補正ですから、ぎりぎりの質疑をしちよきたいというふうに思いますが、やっぱり実際的にはいわゆる地方自治体としてもその地域、いわゆる離島を含めてその地域地域に対する要求を上げていくというのが国に対するスタンスじゃなからうかというふうに思います。

そういう中でぜひ、例えば国に対しての間かなり地方自治体いじめが進みました一方で、そういう中でやっぱり改めて要求を上げていくという格好の中で、質疑の中でぎりぎりやっときたいというふうに思います。ぜひその点は考慮し、対応するよう求めておきたいというふうに思います。

終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

以上で議案第２号平成２０年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）から

議案第 8 号平成 2 0 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）までの質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

#### 日程第 2 3 . 議案第 9 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 3、議案第 9 号平成 2 0 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 2 号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第 9 号平成 2 0 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 2 号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成 2 0 年度周防大島町公営企業局補正予算書の 1 ページをごらんいただきたいと思います。この補正予算は、平成 9 年に整備しました大島病院の検査システムが故障したため、病院事業債を財源として更新するものであります。

なお、現在は代替機を借りて検査を行っております。

以上が平成 2 0 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 2 号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして補足説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 機器の購入について質疑はないんですが、ちょっと調べる時間がなくて済みませんが、平成 2 0 年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表、この変動についてあれば報告をお願いしたいというふうに思いますが、貸借対照表の方出しておりますのでですね。4 ページ以降について、変動があるんなら聞いときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） ただいま変動の部分の資料持ってきておりませんので、後ほど回答させていただきます。

議長（新山 玄雄君） いいですかね、ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論、採決は最終日といたします。

#### 日程第 2 4 . 議案第 1 0 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 4、議案第 1 0 号周防大島町妊婦一般健康診査助成事業基金条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第 10 号周防大島町妊婦一般健康診査助成事業基金条例の制定について補足説明をいたします。

妊婦一般健康診査につきましては、昨年度までの 2 回を本年度から 10 回に拡充し助成することとし、その財源として再編交付金を予定しておりましたが、防衛局との協議により、ソフト事業について助成を行う場合は基金を造成して行うべきとの指導がありましたので、このたび基金条例を制定するものであります。

条文の内容は、第 1 条におきまして、本町における妊婦一般健康診査助成事業に係る経費に充てるため、周防大島町妊婦一般健康診査助成事業基金を設置する旨を規定しております。

また、第 2 条では積み立て、第 3 条では管理、第 4 条では運用益金の処理をそれぞれ規定しております。第 5 条では、第 1 条に規定する事業に当てる場合に限り、基金の一部または全部を処分することができることとしております。

附則におきまして、この条例は交付の日から施行することとしております。

なお、この基金による助成は平成 21 年度からとし、その内容につきましては、厚生労働省の指針を基準に 14 回の健康診査及び超音波検診を助成対象とすることにしております。

以上が議案第 10 号周防大島町妊婦一般健康診査助成事業基金条例の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案件については、所管の総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本案件については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第 25 . 議案第 11 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 25、議案第 11 号周防大島町観光振興事業助成基金条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第 11 号周防大島町観光振興事業助成基金条例の制定について補足説明をいたします。

議案第 10 号と同様に、防衛局との協議により、ソフト事業について助成を行う場合は基金を

造成して行ふべきとの指導がありましたので、このたび基金条例を制定するものであります。

条文の内容は、第1条におきまして、本町における周防大島町観光協会及び大島郡体育協会を通じて実施する観光振興事業に係る経費に充てるため、周防大島町観光振興事業助成基金を設置する旨を規定しております。

また、第2条では積み立て、第3条では管理、第4条では運用益金の処理をそれぞれ規定しております。

第5条では、第1条に規定する事業に当てる場合に限り基金の一部または全部を処分することができることとしております。

附則におきまして、この条例は交付の日から施行することとしております。

なお、この基金による助成につきましても議案第10号と同様に平成21年度からとし、その内容につきましては、周防大島町観光協会を通じて実施するお大師堂めぐり歩け歩け大会を初めとするイベントと、観光パンフレット作成及び大島郡体育協会を通じて実施するサザンセト片添ビーチバレー大会等のスポーツイベントを観光交流イベントとらえ、対象とすることとしております。

以上が議案第11号周防大島町観光振興事業助成基金条例の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも、実際的には再編交付金の受け入れのための基金条例設置ということになるようですが、実際的には、私の方は基本的には再編交付金に頼らんまちづくりという立場で今まで論議してきました。

そういう中で、今回例えばちびっ子医療にしてもこの基金を元に、この基金がある中でいわゆる年度の中で運用していくという感じの、今までちびっ子医療でも言うてきたわけなんです、皆さん方の答弁がですね。

実際的にこの関係で言えば、例えばこの基金が本来的には予算を通じて執行されると思うんですが、実際的に枯渇の時点で基金はなくなるという格好になるのか、それとも一般会計から一定額繰り入れてでもこの基金条例を維持していこうとするのか、その基本的考え方について、考え方は。聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） この基金、ちびっ子医療を初めとする基金、今回の基金も同様なんですけれども、この基金につきましてはまず再編交付金を財源とする基金でございます。一応、再編交付金の交付期間においてこの基金造成して、これをその対象事業に対して助成なりを行っ



ていくということでございます。

一応、再編交付金間がもし満了した場合には、今後は継続して行う場合であれば一般財源として予算を計上して継続して行っていくという措置になるかと思えます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 若干確認しときたいんですが、実際的には再編交付金、いわゆる一般的に言えば言うことを聞く自治体に対してそれを認めた、政策を認めた自治体に対していわゆる再編交付金を支出すると、これが再編交付金の中身なんですね。

そういう中で、実際に一定期間言うことを聞く首長のもとでは支出しましょうというのがその中身の2つ目です。

それで、3つ目としてはいわゆる年度切りますよと、それ以降については知りませんよという中身です。3つが1つの特徴で、再編交付金の制度そのものができちよるということであります。

それで実際的には、今財政担当課長が答弁した中でわかりにくかった分が、必要性が、例えば具体的に1つ1つ例えば基金条例つくっていきますと、基金条例つくっていったね、例えばその時点で今までの執行部の解釈は必要と、必要とあったら以後検討協議するちゅう考えが今までの、例えばちびっ子医療等に対する基本的考え方、いわゆる皆さん方の答弁じゃったわけですね。それと若干違うというふうにとらえてよいのか、どうなのかというところが非常に聞いときたい点なんですよ。

ほじゃけえ、例えば再編交付金があろうがなかろうが、自分とこの町としてはまちづくりの方向としていわゆるこういう基金条例をつくって、基金条例があるうちは基金に積み立てて早う言うたらやっていくんだと、一般会計からも繰り入れてねやっていくんだというんと、この基金条例があったとしても基金条例が枯渇した、基金の中身が枯渇した場合は当然その時点で廃止ですよというのは、基本的にはその方向性がねいわゆるつくって出発して終わる時点が非常にあいまいな部分が発生するんで、その基本的な部分を聞いちょきたいというのが質疑の中身なんです。

ほじゃけ、その辺ところに、ただ今出発で、単純に言えば今そういう受け入れ方法の1つとしていうて言うたら御無礼ですが、まさに運用するんだというのが今の時点での考え方なんか、率直な答弁と基本的な概念が違うちょっとらちょっとまずいんで、ちょっと聞いちょきたいなということなんです。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 今、基金条例の制定に関連してのいろんな事業の考え方だろうと思うんですけども、こういった今回の基金を造成する事業にかかわるんですが、すべての事業について何年間か事業を行った時点での事業の検証なりを行って、その事業効果等々を踏まえて継続するかどうかという判断になるかと思えます。

ですから、その基金、再編交付金の期間でだけやるのかとかいうのではなくて、実際この事業、すべての事業、町が事業についてはそういったいろんな事業の検証を行って、継続するかどうかの判断になろうかと思しますので、その基金がなくなったらどうするかというのではなくてその時点の事業の効果なりの判断になろうかと思します。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

お諮りします。質疑が終結いたしましたので、本案件については所管の総務文教常任委員会に付託することにしたいと思します。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本案件については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

休憩とりましょうね。暫時休憩します。

午後 2 時32分休憩

午後 2 時47分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいのごさいます。それでは、再開をいたします。

先ほど、広田議員の質疑に対する答弁を求めます。村岡企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 先ほどの質問にお答えいたします。

検査システム 5 9 8 万 5 , 0 0 0 円を整備することによります貸借上の変化でございますが、まず左肩にあります機械備品これに 5 9 8 万 5 , 0 0 0 円、予算上税込みでありますので消費税を除いた 5 7 0 万円がふえます。

右側の企業債、これは企業債の借り入れを税込みで借り入れて、差額分も含めて 6 0 0 万円増えますので、企業債は 6 0 0 万円増額します。

当年度純利益、これに伴います消費税分 2 8 万 5 , 0 0 0 円が費用化という形で処分されますので、当年度純利益が 2 8 万 5 , 0 0 0 円、さらに少なくなりまして 3 , 3 1 9 万 7 , 0 0 0 円という形になります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） じゃあ次に進みます。

#### 日程第 2 6 . 議案第 1 2 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 6、議案第 1 2 号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第12号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について補足説明をいたします。

別表第1中の「ハザードマップ検討委員会委員」の次に「、山口県大島防災センター運営委員会委員」を加えようとするものです。

また、同じく別表第1中の「小中学校評議員」の次に、「山口県大島防災センターセンター長及び副センター長」を加えようとするものです。

報酬について、防災センター運営委員会委員は月額5,000円、またセンター長は月額25万円、副センター長は月額20万円とするものです。

山口県大島防災センターにつきましては、山口県が周防大島町に非公募で指定管理をする予定で、9月の県議会にその議案が提出され、ことし11月に供用開始の運びとなっております。

県作成の防災センター業務仕様書には、運営委員会の設置、また職員につきましては責任者と1名以上の職員を置くことが示されております。このため、町として山口県大島防災センター管理運営規定制定の中で、運営委員会センター長及び副センター長を設置し、このたびの条例改正をしようとするものであります。

運営委員会委員につきましては、県より防災関係機関及び団体、学校長、学識経験者、県町職員等で構成するよう指導を受けているところであります。また、センター長及び副センター長の報酬については、類似団体を参考にしてそれぞれ定めております。

附則として、この条例は平成20年11月1日から施行しようとするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 運営委員会の委員の、今有識者をやる説明がありましたが、一応何人ぐらいを予定してるのかということと、いわゆる委員会ではこういったことを協議をされるのか、それをちょっと。

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） お答えいたします。運営委員会の目的でございますが、これは防災センターにおける研修、また防災普及啓発用の展示コーナー、この内容等の見直し等々でございます。また、防災コミュニティ活動の支援等も検討の内容に入っております。

委員につきましては、まだ案の段階でございますが11名程度を今検討しております。

開催につきましては、県と協議をいたしておりますけれども、5月、10月、2月、この3回程度開催する予定でございます。

したがって、今回の補正につきましては2月を予定して、この1回を計上させていただ

ております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今内容をなぜ聞いたかと言ったら、これが11月1日からの施行ということになってますよね。でも、実際に動き出すのは11月1日からですけども、やっぱり今の運営委員会の協議はそれまでにやっとかんと、いざ出発と言ってもそいじゃいざ何をしてえんかということになりはしませんか。

今2月というふうに、2月を想定して補正に組んだと言いますけどもね、実際には2月まではいじゃセンター長はいないんですよね、来年からでしたね。ほんで、副センター長なりいわゆる職員というか中におる人が何をしていいんかということになるんじゃないでしょうか。実際には、やはり11月1日発足までにきちんと運営委員会を開いてこういうふうに行っていきましようというのを決めるのが筋といたしますか、じゃないでしょうかね。

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） ただいま申しあげました啓発用の展示コーナーとか研修等々につきましては、もう11月1日から供用開始になりますけど、1日からもうそういうのはできるように、県の主導で県の方で今検討しております。

したがいまして、これらの展示コーナー等の見直し、これはサイクル的に見直しをしないといけないと思いますが、そういうものをこの検討委員会、運営委員会等でまた検討してもらうような形になろうかと思えます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 運営委員会では、実際にはやっぱりどういうふうにして運営をしていくかということも協議をされるはずですよ。そのためにやっぱりそれは11人も集まってもらって協議をするわけでしょうから、やはり発足前に一度も集まらずに、発足後に2月になってから初めて集まって協議をするていうのはいかがというに気がしますがいかがですか。

やはり、こらもう1日という、これこのまま通ってしまえば開くことができませんけども、条例ができないんでね。それまでやっぱりやるべきだというふうに思いますがね。

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） この公募によります防災センターの運営につきましては、6月県議会で非公募で県に、町に非公募で指定管理をするということで一応選定されております。

それと、予算的なものにつきましては、県の予算につきましてはこの9月議会で県議会にかけようとなっております。実際にこれが稼動するのは、したがいまして9月末か10月になるかと思いますが、これと併用して今回町議会の方にも町の予算として御提案させていただいているような状況でございます。

したがいまして、11月1日から供用開始をいたしますとその場で動きがとれませんので、県の主導で県の考えということでいろいろな展示物等につきましても、県主導ということで今検討してもらっている状況です。

その詳細については、まだ町の方に引き渡しはございませんので、内容的なものはまだ説明できないような状況ではございますが、また詳細について御説明したいと思っております。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 終わりです。（「終わり」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありませんか。 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今部長の答弁を聞いていて、基本的にはあくまで県が地方自治体に対して県の建物として非公募でいわゆる周防大島町に出すと、非公募で結ぶということなんでね。

実際的には、県議会が基本的には財政を可決し、そしてまた実際的には展示物についても県の主導という名のいろんな方向性が出てくるというふうに思いますが、さしむき県の建物ということなんであります。

ほで、運営については当然非公募ですが、やっぱり今度は町が任されるという格好になるんで、できるだけ早く情報をつかみながら運営についても協議が必要じゃないかなというふうに思います。

その点ではそれでいいんですが、1つはいわゆる今度は、先ほどから休憩中も出てるんですがセンター長、いわゆる来年からセンター長を公募しますよ、センター長についても公募、それから（発言する者あり）副センター長が公募ですか、ほいでセンター長は公募じゃないということに当たるとすれば、言葉が悪く言えば新たな天下り先、概念上出るとしたら天下り先になったらいけないという危惧がしよるわけです。

実際的には県独特の建物ですし、いわゆる25万円ですからその判断が違ってもわかりませんが、そういう格好になったらいけんのんじゃないかなと。例えば、これから何十年も続くわけですよ。そのたんにそういうことになったら、ちょっとまずいんじゃないかなという点だけ危惧しているという点を明らかにしちょきたいというふうに思います。

今の段階で、答弁のしようがないというふうに思いますので（笑声）その点だけ指摘しちょきたいと。あの議会でああいう指摘があったよということにならんように注意してください。ぜひお願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 答弁よろしいですね。はい。ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第12号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第27・議案第13号

議長（新山 玄雄君） 日程第27、議案第13号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第13号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更に当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項に基づく本議会の議決を求めるものでございます。

計画の変更といたしましては、産業の振興の区分、事業名、観光またはレクリエーションに新しく長浦スポーツ海浜スクエア整備事業を追加しようとするもので、その内容は高齢者や障害者の方などが安心して気軽に利用できる環境を整備するため、バリアフリー化を考慮した多目的トイレや身障者用観覧席の屋根を設置し、また12面あるテニスコートのうち、疲弊の激しい10面の人工芝の改修整備を行おうとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 老朽化に伴いということで、1つは老朽化に伴いいわゆるテニスコート10面分をやりかえると。それとあわせて（発言する者あり）10面分じゃろう。それと、実際的には2面分はもう済みましたということでしょう、張りかえ。それとあわせて、いわゆるバリアフリー化という格好の建物になるというのが説明だと思います。

そういう中で実際的に、例えば過疎計ですから私はできるだけ早い時期、いわゆる3月時期に予算議決の時ということですが、結局は財源、いわゆる財源協議で今日の提案になったという考え方なんかということを確認しちょきたいと思います。

それともう1点は、実際的にそれをやろうと思えば、今回の補正で出ておりますがいわゆる一般財源部分と合併特例債比率、これは大体どういうふうに見ちよるんか報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 今回の過疎計画の変更について、当初予算時に上げるべきではなかったかということでございますけども、この長浦の海浜スクエアの整備事業につきまして、その財源について県とずっと協議を進めてまいりました。

そういった中で、今回提案しておりますようにこの多目的トイレなりの整備のバリアフリー化とテニスコートの改修ということで、こういったバリアフリー化をすることによって長浦の機能強化なりが行えるということで、それから周防大島町の全体のスポーツ施設の公共的施設の適正配置といったとらえ方から、合併特例債の適用が可能だという協議が整いましたので、今回計画の変更をするとともに財源の確保ができたということで補正予算にも計上させていただいたということでございます。

その財源の状況ですけれども、合併特例債、これはルールに基づいて95%が特例債の充当ということになっております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 先ほどの補正予算とこでも質問しましたが、これ図面ないんですかね部長さん。どこをどのようにやるか、もう1回。

だけ、1つは身障者の観覧席をやりかえるという、設けるということです。これは、テニスコートのとこの観覧席、それともいわゆる多目的グラウンド、サッカー場のとこのかその辺も含めてですね、もう少しこう詳しく説明していただくと非常にありがたいですが。

議長（新山 玄雄君） 齊藤産業建設部長。

産業建設部長（齊藤 正明君） 設置位置とかそうした面については、具体的な図面はここに持ってはおりますが、テニスコートの12面を10面やり直すという、現在あるところの位置を直すということで、そうした図面をお出し申し上げたいと思います。

それとあと、先ほどの観覧席等は多目的ホールということですので、グラウンドのところへ設置するというような形になります。それも位置を示して図面をお渡しいたします。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第13号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第28・議案第14号

議長（新山 玄雄君） 日程第28、議案第14号公有水面埋立ての免許についてを上程し、こ

れを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 公有水面埋立ての免許について補足説明をいたします。

本案は、港整備交付金事業で整備を進めております和田漁港の施設用地造成に係る公有水面埋立ての免許について、埋立て免許願書の事前審査、本申請、縦覧を経てこのたび山口県知事より町長の意見を求める諮問がありましたので、公有水面埋立て法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第14号公有水面埋立ての免許について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第29・議案第15号

議長（新山 玄雄君） 日程第29、議案第15号動産の買入れについて（スクールバス）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第15号動産の買入れについて補足説明を申し上げます。

本件は、来年4月の中学校の統廃合に伴い、遠距離通学となる生徒の通学用に使用する29人乗りのマイクロバス4台を購入しようとするものであり、去る8月12日に町内の自動車販売業者8社で入札を行った結果、周防大島町大字久賀の山口大島車両が2,007万2,000円で落札いたしましたので、その落札価格に消費税を加えた2,107万5,600円で請負契約を締結しようとするものであります。

このバスは、座席数28を確保した上に、利用者である生徒の乗降時の安全確認を容易なものにするため、できるだけ扉が前にある車両を選定いたしました。また、車両の配置は、大島中2台、東和中1台、久賀中1台としており、運行時間については、対象となる中学校と最終的な詰めを行っております。



なお、参考までに申し上げます。納期は明年1月20日とし、今後発生する車検が冬期休業中に整備できるよう考慮しているところであります。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 21番、平川です。この議案は、同様な議案が平成19年第2回臨時会においてマイクロバス動産の買入れが上程され、可決されております。

その議案と議案第15号と比較させていただきますと、さきの臨時会の際にはたしか馬力数が180馬力、今回は150馬力、ほかはほとんど先ほど提案理由の時と同じとっております。さきの議案は、予定価格が1,903万8,000円これが2台、1台当たり951万9,000円となっております。

本議案では、予定価格が2,250万円、これで4台、1台当たり562万5,000円となっており、400万円近く下がっております。油等の急騰により物資が上がっている、上昇しているのに、逆に予定価格が下がっているのはどうしてかと。

それと、さきの臨時会でも申し上げましたが、車いす対応も今後検討してほしいと申し上げたのですが、その点はこんマイクロバスはどうなっているのかお尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 2点ほど御質問いただきました。まず1点目でございますが、昨年、これは昨年の10月からスタートいたしました白木半島線のバスでございます。

これにつきましては、一般混乗、いわゆる一般の方も乗ってくるということ、そしてまたスクールバスにも使うという2つの条件がございます、まず料金收受を行うために運転席に一番近いところを出入り口にするべきということで、そういった形のボディを選択いたしました。

あわせて、一般の方が乗りおりする場合にステップとの段差があり過ぎるため、これを解消するために、ドアを開けてお客さんが乗るときにボディ全体がいわゆる地面に向けて下がると言いますが、ダウンボディというような形でのシステムを組み込んだマイクロバスでございます。

今回、20年度の予算に当たりまして4台の、学校統合に伴いますところの4台のスクールバスの購入という検討をいたしました。その段階で、対象者はあくまでも児童生徒であるということ。

しかしながら、乗降の際にできるだけ安全を確保しなきゃいけない。しかし、昨年購入したいわゆるマイクロバス等については一番前にドアがあるわけでございますから、安全は安全ではご

ざいますが余りにも価格が高いということで、それじゃ2番目に前方にドアがある車両を選考しようということで、全部で5種類ありますがそのうちの2番目にある、できるだけ前に近い、今回提案しておりますが三菱ローザを指定をして入札をしたということでございます。

御指摘のとおり、昨年の車両とことしの今回の車両につきましては、当初業者からの予算立ての段階での見積もりは約260万円差があったようでございます。したがって、できるだけ経費の価格面とあわせて安全ということを踏まえて今回のこの4台の購入ということでございます。

それから、もう一点でございますが、車いす対応ということにつきまして今回どうなのかということでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり今回のスクールバスの購入については、対象者が4つの中学校を統合するための児童生徒であると、一般の方は乗らないということでございます。

そうしたときに、現時点では車いす対応の生徒、あるいは児童が存在しないということでございますので、このたびのスクールバス購入については車いす対応のことについては考慮しておりません。

しかしながら、今後そのようなケースが発生した場合には、遠距離通学者であってなおかつ車いすに頼らざるを得ないという児童生徒が発生した場合には、町の教育委員会としてそれなりの対応はしていかなきゃいけないと思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 今答弁の中に、多分エアサスのことを言っておられるんかどうかわかりません。ボディが下がるとか上がるとかいう。こちらの今回のスクールバスの方も、SA仕様で書いてます。このSA仕様というのはエアサスのことですかね、ちょっとその辺、ちょっともう一回済ませません。

議長（新山 玄雄君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 私も、ここはちょっと想像で物を言いますが、いわゆるスプリング機能のサスペンションがエアサスということで、私が冒頭に申し上げました昨年の白木半島線のいわゆる乗りおりの際にボディが上がったり下がったりする、このSAではございません。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 今、身障者の方はどうかということで次長さんの方から答弁ありました。これは、やはりさきの31日ですか、24時間テレビで結構今身障者対応、いろいろなことを日本全国やられてます。特に、周防大島町もその辺のところは十分御理解してやっておると思います。

これから先、その生徒さんが不慮の事故に遭遇して、ああこれ身障者対応がないということで今教育委員会の方で対応されるということでございましたが、これはドライバーの方が今度、やはりちょっとした障害とかけがされた方が乗られるという時に、結構の重責があると思います。

その辺のそこは、ドライバーの方にくれぐれもその対応をきちんとやってほしいというのを要望して質問終わります。済いません。一般質問じゃないんですがお願いします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1つは、メーカー指定ということになれば、基本的には4台購入なら2台ずつ分けて入札しても何ら問題なかったんじゃないかなというふうに思うんですよ。

こういう時期だからこそ、競争力の発揮と地元のいわゆる皆さん方を考えたら、一括して4台を購入し一括して購入したところに車検を、先ほど言われたように冬休みの時期にやるんだから車検は十分間に合うかもわかりませんが、やっぱり能力的に見ても例えば2つに分けて発注した方が割とゆとりがあるんじゃないかなというふうに思いますが、そういう議論がなかったのかどうなのかということをもっと聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 御質問の件でございますが、この件につきましては、私ども入札の前段で4台購入と、学校に分けると3カ所になるというのが頭にありましたので、入札を3回に分けてできないだろうかということを検討しました。

もちろん、これ国庫補助でございます。県の方に照会をかけましたところ、町内で全く同じ車両を購入するに当たって入札を分割する理由が見当たらないということ、それがまず1点です。それから、これ当然会計検査の対象になるわけでございます。

それからもう一点、購入したところで車検を受ける、これも理由にならないと。一般の人が購入しても、例えば転居したり場所を動いた場合に購入したところでしか車検が受けられないということがないということであれば、車検はどこでも受けられるでしょというのが素直な意見でございますが、そういったことから判断して今回は競争力とかあるいはいろいろな経済効果とありますが、それを含めれば当然分けるべきであろうと思いましたがけれども、県等の指導によって今回は一括ということで処理をさせていただきました。

議長（新山 玄雄君） いいですか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう一つは、メーカー指定の中で三菱ローザ、この分がよかろうということになった理由について聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 先ほど、平川議員の時にお答えしましたけども、昨年購入した車両についてはいわゆる車の前方から言いますと、出入り口があってそれから座席があります。とこ

ろが、それは余りにも高いと。車が上下しますし、そういった機能もついてますから高いということから除外しました。

そうしますと、運転手が児童生徒の乗りおりに対してできるだけ安全が確保、確認できる車両であるということからしますと、三菱のローザにつきましては入り口から前方には座席が1列しかありません。

ところが、後の3車種については入り口から前方に座席が2列ある、運転手のいわゆる首を振る角度といいますが、それが余計にかかると。そうすると、できるだけ入り口が前ということで三菱ローザというふうに判断したところであります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、入札が、これが車が購入されれば次の以降はどう運行するかを含めて部内協議ということになるかというふうに思いますが、実際的に例えば運行等について、例えば雇用等、運転手雇用を含めて、ほいでいわゆる運用についてですね。運用というのは、どういう運用をしようとするのかについては今、今後検討ということになるんです、今の2点については。

議長（新山 玄雄君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） まず雇用の関係ですが、白木半島線が今年の10月から業務委託をしております。こういった形がいいのか、あるいは個々に車両を指定して雇用するのがいいのか、それまだ検討中でございます。

それから、2点目の運用の関係ですが、これについては統合される中学校、あるいは統合する中学校、校長先生方と学校の行事等年間行事、大体運行する日数が300日から310日あります。それを、どういった形で運行するか、朝1便それから午後は2便、さらに条件によったら午後3便というような形の運行を今調整でほぼ固まってきております。これについては、もう各学校等にも示してますし、そのあたりで調整をしておるといふことです。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第15号動産の買入れについて（スクールバス）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり（発言する者あり）ええんじやろう。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30．議案第16号

議長（新山 玄雄君） 日程第30、議案第16号動産の買入れについて（アーチェリー表示システム）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第16号動産の買入れについて補足説明を申し上げます。

本件は、平成20年度宝くじ助成事業を受けてアーチェリー表示システムを整備するものであり、去る8月12日に町内業者5社、町外業者2社の計7社に案内をいたしました。そのうち5社が辞退いたしましたので2社で入札を行った結果、柳井市南町の有限会社カツラスポーツが680万円で落札いたしましたので、その落札価格に消費税を加えた714万円で請負契約を締結しようとするものであります。

整備内容につきましては、アーチェリー競技のムーブアップ及びシューティングタイムの残時間と、赤、黄、緑のシグナル、射手A、B、C、Dの文字を表示し、電子ブザーにより競技進行する表示板システムで、親機子機それぞれ2台を国体仕様として整備するものであります。

なお、参考までに申し上げますが、納期は本年12月18日といたしております。つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 7社、いわゆる競争入札で実際的に応募したのは2社ということになると、商品の特殊性があったのかどうなのかというのがちょっとわかりにくいんですよ。

いわゆるせっかく皆さん方、業者さん方に声かけしても実際的に応募がなかったというのは、商品について特殊性があったということなのかどうなのかというのが非常にわかりにくいというのがあるんです。

というのが、まあそらその業者さん方の都合ですからその辞退の理由まではわからんと思いますがね、その特殊商品といわゆる物なんですか。このアーチェリーの、国体向けアーチェリー表示システム整備事業の物品については。この辺。

議長（新山 玄雄君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 7社のうち2社参加しなかったということですが、5社の辞退の理由はわかりません。

商品の特殊性があるのかということですが、これはセイコー社がつくっておる機械でございまして、私素人目から見たら特殊性があるかなというふうに感じてます。

ただ、7社を指名したてというのは、こういったいわゆる精密機械的なものを扱ってますよとい

うことで指名願いが出ておる業者を指名したということでございます。したがって、セイコー社扱ってるかどうかというのはわからないということで御理解いただきたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第16号動産の買入れについて（アーチェリー表示システム）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第31・議案第17号

議長（新山 玄雄君） 日程第31、議案第17号平成20年度三蒲漁港整備工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第17号平成20年度三蒲漁港整備工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

本案は、平成20年8月12日に13社で入札を行った結果、井森工業株式会社が1億400万円で落札いたしましたので、その落札価格に消費税の額を加えた1億920万円で請負契約を締結しようとするものです。

工事の内容につきましては、物揚場60メートル、A護岸40メートル、B護岸45.3メートルの設置並びに道路178メートル、用地造成1,431平米となっております。

なお、参考までに申し上げます。工期は、本契約締結の翌日から明年3月25日といたしております。つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この三蒲漁港のいわゆる工事については、最初の議決でとった業者さんが辞退と。私からしたら前代未聞の出来事です。いいのですが、辞退の理由も私たちがわかりませんしね、実態として1つの契約しちよって、いざはいじゃあ本契約をしようかというときに実際的にやめました言うのは私は考えられないということなんです。

ほいで、どういう経過があったのか、つかんでる範囲でまず報告をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 御質問の辞退の状況といいますが、原因はということでありませんが、当初落札した業者が町へ来まして、原因はちょっと向こうもはっきりしたことは言いませんでしたが、都合により辞退するということでのことでした。

その後、私たちがどうしてかということをお聞きすると、専門技術者としてそこに専任するのを予定していた業者が、業者やない済いません。職員が急にやめたので、その専任職員が確保できないのでという理由でありました。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 当然、県の指導やらいろいろ調査されたりやったと思うんですがね。通常考えられない範疇ということなんですよ。

ほいでまあ、そんなとき私もちょっと見てみたんですがね、業者さんが最低制限でとった業者さんです。あえて名前は言わないでいいですが、せっかく張り切ってとった業者さんが途中でやめたというのは非常に意味不明な状況ということは、一般の議員ならどうなっちゃうんじやろうかというふうに思います。

といいますが、時々起こります、全国の事例を見たら。いわゆる契約段階で、本契約段階で入札して落札しました。落札して本契約の間までにいわゆるやめましたという事例は時々あります。いろんなことが要因があって、そらあ町から言えば業者間のことでしてしか言いようがないかもわかりませんが、そういう事例もあるというのは客観的事実です。

ですから、せっかくかなりのいわゆる競争力を発揮してやったのに、結果としては今度は井森工業さんが前回よりは約0.何%か低いかわかりませんが、その状況で落札されたというのが結果的事実だろうと思うんですよ。

ですから、今後ともやっぱり契約監理課としては、できるだけ競争性の発揮の視点でぜひとも対応していただきたいことを言うて質疑を終わりたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第17号平成20年度三浦漁港整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第32・議案第18号

議長（新山 玄雄君） 日程第32、議案第18号平成20年度農業集落排水資源循環統合補助事業秋地区管路布設工事第2工区の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第18号平成20年度農業集落排水資源循環統合補助事業秋地区管路布設工事第2工区の請負変更契約の締結について補足説明をいたします。

本案は、平成20年7月2日に指名競争入札により落札した有限会社岡田建設と、平成20年度農業集落排水資源循環統合補助事業秋地区管路布設工事第2工区について請負代金を増額する請負変更契約を締結しようとするものでございます。

工事施工場所は、本町秋の吉浦地区内及び主要県道大島環状線でございます。

本工事では、管路延長を783メートル増工し1,975.6メートルにすることとしております。

工事内容の主なものでございますが、別添参考資料に変更部分を赤で示しておりますが、WEET管 100を8メートル、HIVP管 100を624.8メートル、VP管 200を150.2メートル増工するものでございます。

したがいまして、現契約4,200万円を、入札により生じた補助基本額1,450万6,800円増額した5,650万6,800円の請負変更契約を締結しようとするものでございます。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第18号平成20年度農業集落排水資源循環統合補助事業秋地区管路布設工事第2工区の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。起立を求めます。賛成。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 全員起立でございます。紛らわしいからちゃんと立ってくださいね。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

これにて散会いたします。次の議会は9月16日、月曜日、午前9時30分から開きます。

午後3時37分散会